

# 婦人問題研究

変動期の家庭科教育

池田 悠子 (1)

新設女子大から

西川 祐子 (12)

熱い落日——青鞥おぼえ書

荒井 とみよ (26)

<ノート>

ベトナム女性についての覚書

笈 久美子 (43)

性意識再考

佐野 明子 (46)

<体験から>

看護婦の道を選んで

村田 隆子 (49)

事務局に二年間参加して

中野 正子 (55)

<書評・紹介>

内側からの眼

——サンダカン八番娼館を契機として

寿岳 章子 (57)

1973 特別号



# 変動期の家庭科教育

池田 悠子

はじめに

一 家庭科教育の歴史

(1) 戦前の家事・裁縫科教育

(2) 戦後の家庭科教育

二 現在の問題状況

三 私たちの今までのとりくみ

いま私たち京都の高校家庭科教師は新しい夜明けを迎えようとしている。一九七二年の年のくれもおしつまった夜、この原稿を書きながら自分自身のこし方をふり返ってみても実に深い感がある。

家庭科の教師をして二十一年、「家庭科」とつき合うことを運命づけられた学生生活の四年間を加えて、実に長い間私としてもこの問題を追求しつづけてきた。戦争末期を今の中学生にあたる頃にすこし、動員で満足に勉強できず終戦をむかえた私は何としても、もう少し勉強したいと思った。しかし両親は戦争による経済的な混乱もあって女の子を上級の学校にやることには反対であった。そこを何とかねばってしかたなく妥協したのが女高師の「家政科」という所であった。私には弟が三人いたが、その弟たちを大学にやるのはその頃から当然のこととされ、又男だから何科へ行けなどということも聞いたことはなかった。私は一晩寝られない位「女性差別」にくや

しい思いをしたことを覚えている。現在、一諸に家庭科サークルをやっている多くの友達も選んで家庭科をやった人は非常に少い。「差別されて家庭科をやらされた」というところから、そもそも問題は出発しているようである。在学中も就職してからも、何度か自分をこまかし家庭科の枠の中にすっぽりはまることを考えたが、「家庭科は学問としてどう位置づけられるのだろうか?」といった疑問は解明できず、そのまま今日まで持ち続けることとなった。後にものべるが、昔の女学校の「家事・裁縫科」専門学校等の「家政科」も実は学問とは何のかわりもなかったのである。女性を差別するために、まさにそのことを目的としておかれたものであったのである。私たちは友達や、さまざまな研究会(教研集会、官製研究会)で何度も話し合った。その結果、「家庭科は男女共修でやるべきで、その内容は科学(自然科学、社会科学)でなければならぬ」という方向を出し、それを考えのすじみちとして運動をすすめてきた。そして七二年六月、京都府教委は七三年度からの高校教育課程改訂をひかえて編成要領を出し、「家庭一般四単位のうち二単位は男女共修を原則とする」ことを位置づけたのである。各学校では来年度からのカリキュラムを作り、私の勤務校でも七三年度一年生の家政科、農業科の生徒に共修二単位、七四年度二年生普通科に共修二単位をおくことを職員会議で決定した。もちろん授業内容の作成など



問題はこれからであるが、このことは大げさにいえば明治以来の女子教育百年の歴史の方向を転換させるものであり、家庭科教育が「女の子のしつけ教育」から脱して教科としての市民権を得る画期的な出来事といえよう。全国の小中高をとわず、心ある教師によって同じ様な運動は今や野火のように拡まっていくが、府教委が行政として文部省の「家庭一般女子必修四単位」をチェックし男女共修をうち出したのは京都が最初であり、このことは府教委の見識の高さはもちろんであるが、その背後にある民主府政、それを支える京都府民の力によるものであることを強く感じるのである。

婦人問題そのものを内容としている家庭科の概要をのべ、自主編成の仕事に御理解と御援助をお願いしたいと思う。

#### 一、家庭科教育の歴史

##### (1) 戦前の家事・裁縫科教育

日本の近代学校は、一八七二年（明治五）の学制とともににはじまる。「学事奨励に関する被仰出書」に「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」と宣言し、男女を問わず、就学をすゝめた。学問は「身を立るの財本」とされたが、経費は受益者が負担するものとされてきたから就学率は上昇しなかった。特に女子の場合低く、就学率は一八七三年15.1%、一五年たった一八八八年にようやく30%になった。このように低い女子の就学率を上げ、又女子を学校にひきとめておくために一八七四年、裁縫等を含む「手芸」がおかれた。これが家庭科教育のはじまりである。その後裁縫科をもうける学校が出来、その場合女子の成業率が高くなっている。京都、大阪、堺等を中心にして設けられた女紅場はこのような民衆の女子教育に対する要求を反映したものであった。そこでは裁縫、養

蚕、紡績、刺しゅう、織物等の女紅（女子の手仕事）の実習的教授が中心をなしていた。新英学校女紅場は一八七二年四月京都府に於いて開設された女子の指導者層を養成する機関である。後京都女学校となる先進的な女子中等教育機関であったが、開設当初は小学令児も就学させていた。華士族平民の上層家庭の子女を収容し、英語や和洋女紅を教えていた。京都の女紅場の教育成果は、福沢諭吉等の報告や新聞報道をとおして全国に広く紹介され、全国方々で女紅場が生れた。界のように後に良妻賢母主義教育に通じるようなものも現れたが、このころの裁縫教育（広い意味での）は後の婦道の養成と密着した家庭科教育とは少し異っているように思われる。それは「身を立てるための技術」を学びたいという民衆の教育要求とも結びついており、教養の中心を日常生活の労働、女紅と結びつけていたといえよう。しかしその萌芽はすぐつみとられ、一八八〇年の改正教育令には、「男女教場を同じくするを得ず」「女子の爲には裁縫等の科を設くべし」と規定され「学制」の男女共通教育の理念は、男女の特性に応じた教育に大きくその方針を転換することになった。しかもこのような方針の転換が、教育の国家主義化という大きな流れと結びついていく点に注目する必要がある。改正教育令は、裁縫などの女子向け教科の設置を制度化するとともに、修身科を教科の筆頭に置いた。又教育内容や教員に対する国家統制が強化され、教科書の調査が行われ、採用してはならない教科書が示されたりする。初代文部大臣森有礼は、制度の面でも、イデオロギーの面でも教育の国家主義化を推進する上に重要な役割を果たした。一八八六年、東京女学校卒業証書授与式の訓示に「今夫れ女子教育の主眼とする所を要言せば、人の良妻となり賢母



となり、一家を整理し子弟を養育するに足るの氣質才能を養成するに在り。国家富強の根本は教育に在り、教育の根本は女子教育に在り、国家を思ふの精神を養成すること極めて緊要なりとす。」と述べている。これは女子教育の主眼を良妻賢母とする点において良妻賢母主義思想の先鞭をなすものといえよう。良妻賢母主義思想の基調をなす家族国家観は家を国家の構成要素とし、「一國は一家を拡張せるもの」とする。このような観点に立つことによつて、良妻賢母たるものが国家のために貢献する道であるとされる。良妻賢母として家を治めることが男性の生産活動や、社会活動とともに、重要な国家に貢献する活動であり、そこに女性の固有の生き方があるというのである。こうして女性は国家的に意義を持つ活動に参加するという名目により、家庭のなかでのさまざまな家事処理に埋没することに慣らさせられた。

このように裁縫科は良妻賢母主義教育の中心におかれたが、一九一一年頃から「理科家事」が登場し、理科のなかで「女子の為には家事を併せ授くべし」と女子向けの家事科教育の時間が特設されるようになる。それは、日露戦争後の一時的好況の後、一九〇八―九年の恐慌で失業者が続出し、国民の生活が窮乏化する情勢のもとで、帝国主義段階に入った日本資本主義の要求を反映し家庭生活の「合理的処理」を教えようとしたものと思われる。実験、観察、実習等を重視し、自然科学的追求で家事教育を科学化しようとしたのであるが、合理主義のもつ限界はどうしようもない。家庭生活を認識の対象とした場合に必要な社会科学の認識を全然落しており、そのため社会とのかゝりかたは常に受身であり、その時々々の政策には全然無関心で、与えられた生活の範囲内の科学的合理主義に満足し

ていた。このように家庭科教育は一方は良妻賢母主義教育の道徳教育を、もう片方は、理科家事をもつて科学的であるとするちぐはぐな二輪の車をもつて走って来たといえよう。

## (2) 戦後の家庭科教育

戦争中は、軍国主義教育の中で、「婦徳の涵養」を目的とした家事・裁縫科は敗戦により急激な変革を迫られた。

まず、一九四五年一月には、G・H・Qの指令のもとに「女子教育刷新要綱」が閣議決定され、「男女間に於ける教育の機会均等及教育内容の平準化」の基本方向が打ち出された。その後憲法改正草案要綱の中の家庭生活における個人の平等と両性の本質的平等の規定、民法における「家」制度の廃止の検討など男女の法的平等を実現させる趨勢が高まると共に女子教育の中核的役割を果たしてきた家政教育界にもようやく刷新の空気が流れてきた。しかし、戦後新教育における家庭科教育の構想や検討は余り見当たらず、「アメリカ教育使節団報告書」や教育刷新委員会も普通教育における家庭科教育についてはほとんど検討していない。これは、戦前の家事・裁縫科教育が、戦後民主教育の原理に照して、その当初、否定さるべき対象としてのみ把握されたことの反映でもあり、それだけに新しい家庭科の誕生は容易ではなかった。家庭科は、関係者の強い要望のもとに、一九四六年、CIEに設けられた女子教育を主管する係の担当者であるホームズ女史とドノヴァン大尉の指導のもとに成立した。このとき、ドノヴァン大尉は、「家庭科は単なる裁縫・家事の合科ではない」「家庭科は単なる技能科ではない」「家庭科は女子教育ではない」という三否定の線でようやくその新設を認めたといいよう。



こうして新設を認められると、早速その内容の見本を示すために教科ごとの連絡調整もなйма、短時日の「血みどろ」の作業で学習指導要領「家庭科編」が作成され、試案として発表された。昭和二二年度版「学習指導要領・一般編」(試案)によれば、小学校の家庭科は五・六年で男女共通必修の新教科とされ、中学校では職業科の科目として選択必修となっている。また、この「家庭科編」によれば、新しい家庭科は、「家庭建設の教育」として、「社会の基礎単位である」家庭における生活に関する学習が重視され、「家族関係の研究は必要欠くべからざる課程」であると強調されている。

「高等学校学習指導要領・家庭科編」は少し遅れて四九年八月に発表され、普通課程では「家庭」の教科の中の科目を七単位以上選択履修することになった。しかし、この頃、小・中学校では早くも教科の性格、存立そのものにかかわる再検討がはじまり、極めて不安定な状態に陥った。

教育現場では、当初、新しい家庭科の性格、とくに男女共学で学習する意味について、教師が父母や生徒に必死になって説明するというような状況も生れていたが、小学校では他教科の教師の間から強力な家庭科廃止論が持ち上ってきた。これは家庭科の内容は、理科や社会科や図画工作と重複するから他教科に吸収すべきだという意見であり、教育課程審議会初等教育分科会でも廃止論が有力で廃止寸前のところまでいった。そうしたなかで、文部省の担当官は、解体論に傾きがちなCIEのウイリアムソンに、男女平等が定着しているアメリカと違い、日本では「家庭・社会を民主化し、女性の地位向上のために、小学校の男女児に家庭科教育の必要があること」を説明し、家庭科の存置を強く訴えた。

このように戦後の教育の民主化の中で、家庭科は成立以来不安定な教科として、動揺を続けるが、その後文部省は改訂を重ね、又もや女子のための教科となりつつあることを思うと、当時の文部省の家庭科存続の理由は、大変興味あるものである。

朝鮮戦争を契機とする独占資本の急速な復活過程で、戦後教育の民主的発展の方向は閉ざされ、教育の全分野にわたる反動的改編が進められてきた。教育課程政策においても、修身科の復活、社会科改訂など露骨な意図が現われるとともに、日経連の「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」(五六年)や中教審の「科学技術教育の振興方策についての答申」(五七年)をはじめ、政府財界の側から、彼らなりの科学、技術教育の振興方策が打ち出されてきた。そうしたなかで、それまでの個別に現われてきた変化の集約、または戦後教育の改革の総括ともいうべき、小・中学校の教育課程の全面改訂が進められ、「道徳」を特設し、教育課程の国家基準による統制強化が図られた。このときの改訂について、教育課程審議会はその答申(五三年)において、「とくに道徳教育の徹底、基礎学力の充実および科学技術教育の向上を図ることを主眼とし、中学校においては、さらに必要あるものに対しては職業または家庭に関する教育を強化する」と説明したが、家庭科教育の領域においても、これによって戦後教育の曲り角ともいうべき重要な改編が行われた。

まず、小学校の家庭科は、社会科、理科、図画工作などの他教科との重複をさけ、内容を精選し系統化したという名のもとに、衣食住を中心とした技能教科として位置づけられた。中学校では、教育課程審議会の答申において、従来の「職業、家庭科を改め、これと



圖書工作科において取扱われてきた生産技術に関する部分と合わせて技術科を編成し、内容に2系列を設け、男子向きには工的内容を中心とする系列、女子向きには家庭的の内容を中心とする系列を学習させる」という方向が打ち出された。答申にある技術科という教科名は、家庭科関係者の強い要望と運動により、最終的には技術・家庭科と改められた。

この小・中学校における改訂は、民主的家庭づくりを目ざすという戦後改革の理念に反し、男子はすぐ使える低賃金労働者を、女子は家事担当者を育成することを目的とした。「女子向き」家庭科の設置は、普通教育における男女差別教育の糸口となり、又その内容が調理、被服製作などの家事処理技能となり家庭生活に関する指導は、特設「道徳」に持ってゆかれたことを考えると、いっそう危険な性格をもつものと云える。

又63年には、小中学校の教育課程の改訂との一貫性をもたせるという立場から、高等学校の学習指導要領が改訂され、普通課程の女子について、「家庭一般」四単位が必修となるとともに、職業課程の家庭に関する学科が、家政科、被服科、保育科、食物科などに細分化され、「男女の特性」による差別の強化、多様化が進められた。さらに、その目標に、「家庭消費の意義を知り、消費者としての立場と責任を理解し、国民経済に貢献する態度を養う」と消費者教育に関する項目が加えられたことは、この時代の国の経済政策との関係の一端がうかがえる。

六〇年代になると、新安保条約の締結、日米経済協力の推進により、日本における社会経済情勢は新しい段階に入った。経済の高度成長を可能にする財界の労働力需要も増加し、人的能力開発政策、

人づくり政策が強力に打ち出された。63年に出席された経済審議会の答申、「経済発展における人的能力開発の課題と対策」は、こうした立場から、婦人の再就職、パートタイム活用を示唆し、教育における能力主義、多様化政策の推進を唱えた。またこれと前後して、「期待される人間像」(中教審答申66年)、「あすの家庭生活のため」(家庭生活問題審議会答申68年)など、家庭科教育の基本方向にかかわる重要な答申が相次いで出された。

これらの内容は「天皇への敬愛の念をつきつめていけば、それは日本国への敬愛の念に通ずる。ただし日本国の象徴たる天皇を敬愛することは、その実体たる日本国を敬愛することに通ずるからである。このような天皇を日本の象徴として自国の上にていたってきたところに、日本国の独自の姿がある。」(期待される人間像P38)と日本国民として、あるべき姿を説き、「家庭は愛の場であり、清らかないこの場でなければならぬ」(同上P27)、「家庭のしあわせがあつてこそはじめて国の繁栄が得られるものであり、家庭の平和があつてこそ、世界の平和も期待できるのである。」(あすの家庭生活のためにP11)と家庭の重要性を心情的にのべている。又婦人労働の問題については、「子の出産や養育、しつけや教育にあつて、親の自覚が欠け、親の功利と目先の幸福だけで処する傾向は反省されねばならない。一方でいわゆる鍵っ子問題や青少年の非行化などの社会病的な現象をもたらすだけでなく、人口問題や文化の伝承などをふくめて国の将来に重大な影響を及ぼすことになる。」と、社会集団への参加や協力を親の目先の幸福追求とし、青少年の非行化などの原因を全部家庭(特に母親)の責任におしつけている。若い女性を安い労働力として使いながら、主婦、母親の役



割を強調し、女子の特性による教育の必要性をとき、働く婦人のために保育施設を保障する方向ではなく、結婚した女性は家庭に帰し、労働力の再生産を行わせ、又中高年の安い労働力として使うことを考えているのである。

このように「人づくり」政策により、「能力と適性による教育」の名のもとに教育は細分化・多様化されて来た。家庭科教育は一貫して多様化のカナメとして位置づけられ、男女コースわけの尖兵の役割をになわされてきたのである。

## 二、現在の問題状況

「男女の特性に応じた教育」というもっともらしい理由づけはされても、家庭科教育を女子教育と位置づける現行制度が男女差別を温存する役割を果たしているという事実を、民主教育をねがう父母、教師、生徒たちは見のがしはしない。

63年「家庭一般」女子必修となつて以来、まず女生徒の間から「女性差別」の声があがった。私の経験でも前任校の桂高校で部落研の生徒がこれを取りあげ、文化祭にアッピールし、他のさまざまな教育要求と共に職員会議にもち込んで来た。京都府下においても数校同様の動きのあることを聞いている。

偶然現在手もとにある婦人問題懇話会会報の1617に所沢高校の中嶋里美さんという方が、家庭科共学論を書いておられ、英語を教える女教師としての気持がよく現われているので少し長いが、引用させていただく。

これは「女の子の躰け方」という浜尾氏の本に対して

「一女は女らしく、男は男らしく育てる為には、男女共学は好ましくない。現在の男女共学は中性を作っているにすぎない。一は決

して浜尾氏一人のものではない。そのまま私のまわりの大多数の人の意見ではないか。女の生き方に多少の変化がみられたとて、それを過大評価してはならない。……中略……

女は今迄、制度や、女の手足をもく思想に全面的に規制されて生きてきた。唯一、今後の「女の生き方」があるとすれば、そのような過去のすべての規制を振り払い新しい道を進むことしかない。女一人一人が「このように生きたい」ということのみが唯一の指針である。」と批判し、現在の男女共学、男女平等が形ばかりのものであることをのべた後で「私の斗争」として、「私は今年の六月中旬学校で「家庭科は男女共学にすべきだ」というパンフレットを出しさらに職員会議でも論を展開した。その意見として、

1. 現代の日本の資本主義とは何か。  
人が人を差別し、人が人を支配することをその基本構造として  
いる。

2. 女だけに家庭科を強要する思想はどこからきたか。

(食品公害やら、大気汚染やら私達が毎日の生活を送るのにも現在の矛盾は決して女だけのものではなくすべての人間の問題である。このような問題をふくめて、私達の毎日の生活の衣食住を扱えば、すぐれて現代的な教科になるのではないか。)

### 提案

1. 男女共学の家庭科を。

2. 1.が不可能なら男子を帰す。

3. 2.が不可能なら、日本社会<sup>(註1)</sup>の差別構造、抑圧の構造、又は

日本の女性史を男子に教える。」

引用のしかたが不十分なので彼女の気持が伝わるかどうかかわから



ないが、共学で育ち、共学の高校に勤務される彼女が、生活の実感として社会の女性差別を感じ、家庭科に対して提言されている熱意を私は感じるのである。

又、家庭科が女子差別であるならば、「廃止すればよい」という論もよく聞く。特に戦前の家庭科教育の被害者で、インテリの女性からこの論は多く聞かされる。私たちもそのことは考えた。せめて戦後の変革期に何らかの形ですっきり出来なかつたのか？と。しかしそれは家庭科教師を含めた日本の教育界の力量の不足に原因があり、事実、現在教育の方向が悪くなっているのは家庭科だけではないのである。能力と性別の名のもとに細分化され、多様化され、生徒一人一人がばらばらにされている今の教育をはね返すのは、あらゆる形の共修である。京都では家庭科を共修にすると同時に、普通課程と他の課程（商業、農業、家政等）とのH・Rミックスや、授業の共修がだんだん進んでいる。しかもこれは、総合制であればこそ出来る話であり、他府県のように、課程別、男女別に学校が出来ている所では、多様な差別はそのまゝ定着してしまうのである。例えば、女子高校では家庭科の女子必修は何の不思議もないことで問題にもならないという話をきくと、今更のように三原則の重要性を認識させられるのである。

### 三．私たちの今迄のとりくみ

五六年の改訂で中学校が別学となり、高校ではそれまで自由選択であった家庭科に「女子は選択することが望ましい」という一行がついた。その頃から私たちは中学校は勿論であるが、高校も共修が望ましい、と考え教研集会等でも話し合っていた。63年の改訂で「女子必修」となった時、堀川高校定時制では徹底した職場討議の結

果、「家庭一般2単位共修」<sup>(註2)</sup>にふみ切られ、以来十年、着々と実践をつみ重ねて来ておられる。

今度、73年度の改訂をひかえ、京都府教委は、教育長の諮問機関として、前回と同様「教育課程審議委員会」を設置した。構成は、校長三名、定、通主事二名、教務主任六名、教科代表八名、同和教育研一名、補導連協一名、組合代表二名、計二三名である。

この審議委員会は、中教審などの文部省の御用機関とはちがって、憲法、教育基本法にもとづき、高校三原則をまもり、発展させる立場から全会一致の原則にたつて三〇回民主的な討議がすすめられ、71年1月最終答申が、教育長に対して出された。

高教組は、この答申の積極的な諸点として、つぎのことを評価している。

- ① 教育の国家統制<sup>(註3)</sup>に反対し、憲法、教育基本法にもとづき、高校三原則の制度の理念をふまえた民主的な高校教育の目標を明確に提起したこと。
- ② 国民の教育権の立場にたつて、教育現場に教育課程の自主編成を保障する原則で答申がうちだされていること。
- ③ 民主的な高校教育における生徒の自主活動の果す役割の重要性を評価し、この自主活動を保障し、尊重する立場にたつていていること。

④ 高校間の格差をつよめる学科と教科目の「多様化」に反対し、改訂学習指導要領が示している看護学科、理数科などの差別的な学科はおかず、また数学一般、基礎理科、初級英語、英会話や総合数学、総合物理、総合生物、総合地学の差別的な科目はおかないことにしたこと。



⑤ 学科内の差別的な類型化を阻止し、生徒の志望にもとづいた科目の選択に努力し、真の総合制をめざした学科間の共通履修をつよめること。

⑥ 全定通間の格差をなくしていくため、履修単位数の差をちじめる努力をしたこと。

⑦ 男女間に履修単位数の差をつくらぬように努力し、家庭科では内容を自主編成して男女共修<sup>(註4)</sup>の方向をうちだし、保健体育では定時制の普通科と商業科で男女同じ履修単位にできたこと。

⑧ 全日制普通科の生徒にも、地域社会に応じた生産のしくみと実際の労働と直結した基礎的な職業科目を自主編成して履修させるため2単位を必修にしたこと。

もっとも、この答申は、政府、文部省のしめつけという大きな制約のために、まだ多くの問題点をもっており、その主なものは、  
① 政府、文部省の制度、内容、財政などの大きな制約のために、京都市立高校、私立高校、国立教育大付属高校をふくめた真の高校三原則の実現への道がまだ遠いこと、従って、今度の答申でもまだ抜本的な改善をできなかったこと。

この審議委員会に、家庭科研究会としても代表<sup>(註5)</sup>を送り、又次の意見<sup>(註6)</sup>を出した。

① 家庭科教育を男女共修にする理由

「家庭一般」を女子のみに必修とすることは、基本的には、憲法、教育基本法に示された男女の平等、教育の機会均等などの理念に反し、差別教育を助長することになる。したがって私達が守ってきた高校三原則の理念を貫くためには、必修「家庭一般」を男女共修に

すべきである。

家庭生活は男女両性の協力によりつくりあげられるものであるが家庭生活に関する内容は、社会科学等の教科ではその取扱いがきわめて不十分である。今日、国民の生活をめぐる諸課題を科学的に解明し、人間の全面発達にかゝわって、将来の展望をもたせることは重要な教育の課題であるし、これこそ、「家庭一般」の目的とするところである。したがって「家庭一般」を男女共修にし、自主編成をすゝめていくことは、これらの課題にこたえる契機となること、確信する。

以上のような理由から、必修「家庭一般」を男女共修にすることを要望します。

② 男女共修の「家庭一般」自主編成の基本的視点

(1) わたくしたちが、主張する「家庭科教育」は単なる主婦養成のための準備教育ではないし、また、現在の社会に順応するだけの人間をつくることではない。古くて新しいかるべき、家庭における人間関係に焦点をおき、基本理念の上において、生徒の能力、可能性を全面的に伸ばす方向で考えていきたい。  
(2) 憲法第二四条に示されている婚姻ならびに家庭生活における民主主義の実現と、第二五条に規定する健康で文化的な最低基準の生活の保障にかかわって生徒を権利の主体者として育てる方向でとりくみたい。

(3) 内容的、方法的には、可能なかぎり生命および生活の再生産

にかかわる科学（自然科学、社会科学、技術学）の基本を学習過程の中心として、とくに家庭科としては、具体的な生活事象を教材化する方向で指導したい。



(4) したがって断片的な知識、技能の伝達でなく、総合的、主体的に生活を見とおすことができるような、系統的な科学的認識を徹底することに努めたい。

(5) そのために家庭科としてはとくに、労働（生産労働、家事労働）の教育を重視し、「人間は労働に従事するなかで成長することをふまえて、現実の生活の再生産過程のしくみや、そこに貫かれる法則性を扱っていききたい。」

③ 考えられるおもな「内容」

(1) 家庭と家族の科学（社会科学の視点にたち、現実の生活からアプローチする）

(2) 国民の生活の再生産過程とその構造（家庭経済と国民経済の扱いで）

(3) 国民の衣、食、住、保育等家庭の生活をめぐる今日的課題と今後の展望

(4) 手労働やさまざまな作業をとおして、労働の価値をしり、集団化をはばむ要因を克服し、集団のもつ社会的、歴史的意義をしり、集団における協力を学ばせる。

(5) 学習は生徒自身の生活を出発点とし、地域や家庭と提携する。以上のような家庭科教育の実践は、家庭科担当教師の個人としての努力も大切であるが、そののみによってなされるものではない。

学校で働くすべての人々が、労働者としての連帯を基礎にして、真に国民の立場にたった民主教育をすすめることの共通理解にたち、それぞれの学校における教育課程のあり方へととりくむことによって可能であり、またその成果を期待しうるものであると考えます。

④ 家庭科、科目単位時間設立について要望

(1) 全日制課程・定時制課程におけるすべての学科に必修「家庭一般」四単位のうち、二単位以上を男女共修にされたい。

府教委はこの答申をふまえて、72年6月編成要領を出し

「『家庭一般』二単位を男女共通履修するようにする。しかし、諸般の事情により、やむを得ない場合は、当分の間、学校の実状に応じて、「職業に関する科目」または「その他特に必要な教科・科目」を履修させることができる。」とした。

このようにのべてくると、運動は大変スムーズに進んだように見えるが実はさまざまなことがあった。

一例をあげよう。審議委員会が回を重ねておられた71年10月高校社会科研究会は、「審議委員会の中間まとめに対する見解」を出された。その中で関係のある所だけをあげると、

「家庭一般必修は次の諸点で本質的な問題を含んでいるので慎重に検討されたい。

(イ) 「個人の思想・信条・道徳・家庭生活のあり方など、いわゆる良心・プライベートに関して公教育は不干渉の立場をとる」ということは近代民主主義教育の基本原則である。従って「家庭の構成員としてのあるべき姿を追求する」目的のもとに設けられようとしている「家庭一般」は教科として問題である。

(ロ) 共働き家庭、核家族が一般化しつつある現在、家庭生活の生活技術的側面（妊娠、出産、育児、料理、栄養、衣服、家計、住居など）は甚だ重要であって、女性はもとより、ことに男性にこそその知識、技術の修得が要請される。

(ハ) その意味で「家庭一般」を男女共修にすることには賛成である。

その場合必修か選択いづれにするかは他教科との関係、総単位数



との関連で検討さるべきである。」

つまり、「家庭の民主的なあり方」などを論じる家庭科には反対で、炊事・洗濯・育児等の技能は男も出来れば便利であるといつた発想である。これは一面もつともな点もあるが、これでは教科として存立理由にはならないとして「お手伝い発想」と私達は云っているものである。いずれにしても本質的なことがわかってもらえていないと思う。

私たちは、この社会科の発言を聞いたとき大変驚いた。前の改訂の時、女子必修に反対し共修をすすめることを積極的に支持してくれたのは社会科研究会であり、私は味方だと信じて疑わなかったのである。勿論私達の説明のしかたに不十分さがあったり、「家庭の民主的なあり方」といういい方が道德的匂いがしたことを後に反省したのであるが、何か大事なポイントがかみ合っていないという感じは、その他特に対男性の場合多く経験した。

しかしそれらの時、やはり私達の中に「他人にたよっている」気が潜在的にあることに気がついた。自分たちの斗いは、自分たちで斗う以外なく、その中でこそ本当にわかってくれる人もふえていくのだということを感じた。そしてやはり理解の早い人は、男女を問わず「被差別」の実感のある人であることもはっきりわかったのである。

#### 四、自主編成へむけて

今まで体制について主にのべてきたが、大事なことはその内容である。

「破かいされつつある生活を国民の手にとりもどし、真に民主的な家庭、社会、を作る力を生徒につけさせる」ことこそ家庭科の新

しい内容となると思う。そういう意味では現在方々でおこっている住民運動に教えられ、又住民運動の理論となる必要がある。

このような観点から研究会が作ったものを紹介しよう。

共修「家庭一般」指導内容（試案）

#### 目 標

生活の営みを科学的に解明し、民主社会における家庭生活の課題にこたえ得る力をつける。

1. 社会の変遷が、家族形態ならびに家庭の機能に及ぼした影響について明らかにする。

2. 家庭経済の実態を明らかにし、その問題点をとらえ、解決していく力をつける。

3. 衣食住の生活に関する科学的認識と、その基礎的技術を学ぶ

#### ① 生活と家族

・ 家庭生活の現状（自然環境、社会環境）

・ 家族の歴史とその機能（古代社会、封建社会、資本主義社会、家族の機能の変遷）

・ 家庭生活と法律（憲法と家庭生活、民法と家庭生活）

・ 家庭生活と法律（職業と家庭生活、婦人と職業、家事労働）

・ 保育（子どもの生活の現状、子どもの発達、保育と社会、

これからの保育）

#### ② 生活と経済

・ 家庭経済の現状

・ 収入について（収入の種類と実態、生活水準）

・ 支出について（支出の実態）

・ 物価について（物価のしくみ、物価騰貴の原因）



。消費者問題

。社会保障（社会保障の歴史、社会保障の実態、今後の課題）

③ 生活と衣食住

。食生活（食品と栄養、調理、食生活の現状と課題）

。衣生活（被服と社会、被服と健康、衣生活の現状と課題）

。住生活（日本の住居の変遷、健康な住生活、住生活の現状、今後の課題）

私たちは、今この試案にもとづいて資料作成を急いでいるが、主編成というのは、あくまで運動であり、誰かが作った立派？なもの無批判にうけ入れる性質のものではないと思う。ある意味では一人一人の授業は自分なりに自主編成しているわけであり、それが一人よがりにならないよう集団討議にかけ、よりよいものにしていくことが大切だと思う。

家庭科の持っている一般性（他教科と同じ問題点を持っている部分）と、特殊性（特に遅れている部分）を正しく認識し、より多くの方々の力を得て進んで行きたい。

(註)

(1) 男子の裏教科のこと。男子だけ体育2多い。

(2) 雑誌「家庭科教育」72年3月号

安田雅子氏（婦人問題研究会会員）

(3) 京都府・市・高教組 討議資料V P 2

(4) 同上 P 16

(5) 安田八重子氏（婦人問題研究会会員）

(6) 京都府・市・高教組 討議資料VI P 51

あとがき

婦人問題研究会より、家庭科の概要を書くようにいわれ、私たちの目ざす家庭科をより多くの方々知ってもらうため、他の会員の皆様と相談の上、引きうけたが、その後、お互いに多忙で充分相談出来ないまま、相対的に暇な私がつまめました。又、研究会等の資料も転載したことを最後におことわりします。

参考図書 「家庭科教研序説」 明治図書



# 新設女子大から

西川 祐子

一 第九回例会「女子大を考える」

二 「女子大」まで

三 新設女子大

四 低迷と模索

一 第九回例会「女子大を考える」

△女子大は女性に教育の機会均等の場を広くひらいた反面、男女別教育の伝統をうけついで、大学改革といわれる合理化が行われようとしているとき、女子大はなぜ生まれ、いかに存続するかを内から考えたい。▽——例会案内。

教師や学生として女子大の中で生活している三人の人間が集まって女子大にある問題を考えるための例会発表をしたのは、もう二年も前のことである。(昭和四十六年一月二十二日、野沢正子「専門職養成を主目的とする女子短大」、清水照子「戦前の女子高等教育機関の系譜をひく女子大」、西川祐子「新設女子大」)その機会に集めた資料などを、この特集号に残すことになった。三人はそれぞれ遠くから来ていたし、うち二人はその後、卒業したり職場をかわって女子大を離れたということもあり、再び集まることは難しいので代ってまとめる。

今では、二年というその後の時間の経過も考えなければならぬ。

例会がこの問題をとりあげた当時は、その四、五年前に急に増えた新しい女子大が最初の卒業生を送りだした反省期に入ったと同時に経済的にも、急激に膨張した学校経営にひきしめが始まり、各大学でそろって財政困難がいわれたこと、大学紛争と大学改革の余波が、一般に事件の後発地帯にあたる女子大に及んだことなど、女子大のなかには、危機感とはいわれないまでも不安や疑問が数多くあった。一方ではこういった女子大の存続にかかわる危惧とは別に、女子大という体制が急速に確立してゆくことに對する疑問があった。一般大学の中には、女子大という法的な種別は無いのである。それにもかかわらず、「女子大」、「女子大生」という社会通念は出来上ってゆく。そもそも応急の臨時処置であったはずの、共学の理念の中で、女ばかりの地帯をつくるという処置が、固定したものになるうとしていた。

四十六年当時すでに、女子大に対する批判は出つくしていた。女子学生亡国論は、四十年の女子大急増期に先立つものであった。その後には女子大無用論がつづいてきた。池田論「女子大学」(日経新書)のくわしい統計と分析にもとづいた女子大の質低下にたいする批判があった。「奈良女子大六十年史」のなかの「女子大学論」には、△現社会の現時点において、女子大の存在自体を否定してみても、女性の社会的差別の解消や女性の解放がにわかに進展あるいは



実現し得るものではない。女子大学の将来像は、女子大学の存在自体が将来否定されるべき方向において、それが実現される時点までに女子大学が担うべき役割というかたちで論ずるべきであろう。√

(P 350)とあり、また△：女性の能力を自由に訓練する場としては、女子大学の存在理由はなお大きい。なぜなら、大学という一定の隔離社会は、一つの限定された意味においてではあるが、社会的制度的な女性差別への防波堤となり得るであろうし、防波堤にまもられた世界の中で、女性是一般社会の中にあるよりも、遙かに自由に研究・教育の訓練をうけることができる√(P 339 P 340)ともいう。これに対して、山崎朋子「女子短期大学」(朝日ジャーナル、一九七〇年六月二十八日号)は、短大の実態をあげて、△同性にたいして責任を持つとともに、男性にたいしても責任を持ち、未来社会への確かな展望を抱き得る女性は、女子大学という特殊環境のなかからではなく、性差別の存在する男女共学の大学のなかから、まさにその性差別とたたかいながら成長して行くのではないか。√(P 130)と反論した。

外からの徹底的批判と無用論、内からの経験をふまえての女子大防波堤論はいずれも結論がはっきりして、議論はもうこれより先には進まないようなものであった。それでいて動かない現実の中にいる私たちは、もう一度自分たちで考えてみようと思った。

だが準備の段階ですでに色々な意見があった。とりわけ歴史の古い女子大から来ている人からは、どうして今さらまた女子大問題をとりあげるのか、学生であれば、例えば寮などで一年生や二年生がなぜ共学でないと議論するが、いつも同じことのくり返しだし、入学志願者も女子大としての伝統を考えて選ぶというより、大学とし

ての他の条件を考えて選択するのに、と出題にたいして疑問が出されたことを思い出す。また研究会では別学にすすむ傾向は好ましくないという結論だけで終るのであるという予想、女子大の中で何をすべきかと考えるなら、結局は男女別学を認めおしすすめるのにかすのではないかという意見もあった。だが、私たちは自分たちがどこにいて何をしているのかは知っておきたい。あるいは女ばかりの地帯は教育の中だけにあるのではないから、女性問題一般につながる問題がここにもある、と考えた。

例会でも同じように、問題の所在を指摘するなら解決案も、という要求があつて議論はなかなか堂々めぐりからぬけだせなかった。だが、学生と教員がかなりの割合を占めているこの研究会では、女子大の問題に直接かわりのある人が数多いということがわかった。そして現場からの報告は細部まで次々と一致して、各学園がそれぞれに抱えている問題の多くが、女子大としての共通の体質に由来していることも明らかであった。

かつて昭和三十八年に薬学大会の席上で女子薬学生の増加が業界からの要求に合わないため、女子は最初から研究補助員である二次研究者として位置づけて教育したいという意図の中間報告があった。戦後教育の中にある男女同一教育という理念が崩れていくとき起つたさまざまな現象の一つであり、女子学生・研究者の集りをつくる契機となった事件であった。文学部にもいづれ同様の問題が明るみに出ることを予想して大学院の女子学生が集ったが、その中には今この研究会にいる人たちの何人かが入っていた。その集りの中で一度、大学院の研究環境と卒業後の就職に関して文学部長と会見したとき、就職には、そろそろ新設がはじまっていた女子大にはやはり



女の教師がよかろうといわれたことがあった。その会見の後で、私たちの間で、それでは少し出来のいい女の子が女学校の先生となって同性を管理するという昔からの伝統とかわりはないではないか、再生産の域も出ない、という反激と、まずともかく一人前の発言のできる場を得ることが大切だという意見が対立したことを思い出す。そして、昭和四十年前後には、それ以前にもそれ以後にも深刻な問題である、とりわけ女子に多いオーバー・ドクターという現象が一時的に解消した。たまたま戦後の男女同一教育の理想の楽天主義の中に育ち、その恩恵にも浴した世代と新設女子大の出会いからも、反省が生まれる。

例会の後の二年間に事態のおおよそは予想どおりの進行をし、二年前の危機感はいくつかの私立高校が経済破綻による閉鎖にまで追込まれていた。いづれ女子大からも同じ波が去り同じ現象がおこるであろうといわれもした。四十年前後にはそれほど女子大は急が増えたのだった。しかし、それらの女子大は深刻な経営難をかかえながら四十八年現在、大部分が存続している。女子大という存在は社会からの何らかの要請に応えているということであろう。その要請は何であるかという点から、自分が住む生活空間である女子大を考えてみたい。

この研究会が取りあげた種々の他の問題と比較すると、女子大のかかえる問題は、現代の繁栄のなかから生まれた最も思われた条件の中の貧困という特徴をもつ。女性の問題はすべてそれだけで考えられることも解決することも出来ないという事実は女子大に関してもかわりはない。

保護のために隔離された環境の中では、女だからという条件が他に見られないほど純粹な形で浮び上って行くということがある。内からそれを見るとき、あまりにも狭い視点の中に自らを閉じこめるのではないかと恐れながら、この視点に固執することにする。四十年前後につくられた新設女子大もやがて十年の歴史をもとうとし、愛着もまた育っているのである。

## 二 「女子大」まで

女子大は、女子に教育の門戸が次第に開かれて来た歴史の一つの到達点であると同時に、男女別学の伝統を養う場所であるという相反する二つの面をあわせもっている。このことは、近代の歴史の中から、女子高等教育に関連する年をひろいながら私たちが知っている女子大が生まれる戦後まで辿ることによって明らかになる。現在全国に70校以上ある女子大、260校以上ある女子短大は、いづれも大学習置基準に依って設立されたものである。女子大の数をたしかめることは難しい。校名に「女子」という語を入れていない女子大は多いし、学則においても明記されないことがある。共学の建前があるのに次第に男子の数が減って女子大となった場合もある。つまり女子大とは種別ではなく、慣習的な呼名なのである。このことは法的に中等教育以上が男女別学であった戦前とは異なるところである。昭和二十年に、「女子教育刷新要綱」は「差当り女子ノ入学ヲ阻止スル規定ヲ改廢シ女子大学ノ創設並ニ大学ニ於ル共学制ヲ実施ス」と述べた。国立大学の男女共学は高校・中学に先立ち二十一年に実施されている。また「新教育方針」（二十一年）は、「元来、男子と女子とは本質的にちがったものを多分にもっているが、それと同



時に共通した面をも、もっている。だから女子の特性を生かすことももとより大切であるが、男子と共通する面を重んずる事も同様に大切である。しかるに、これまでの女子には、例えば礼儀作法とか、家事裁縫とか、茶の湯、いけ花などが重んぜられ、社会問題や科学的教養を身につけることにおいて、すこぶる欠けていた。これからは、男も女もその力を十分にのばされ、ひとなみに社会に出て考へかつ判断する力を得るように教育されなければならぬ。女だからといって、早くからその力がおさへられたりゆがめられたりすることは、単に女のために不幸であるばかりでなく、社会全体のために損失である。Vといては、これは民主化教育時代の男女同一教育の理念を代表すると同時に、そのあとの時代に続く女子特性論をひきだすこともできる文章である。

進歩的であると共にひきとめる力も含む点において、これは同じく女子教育にとって画期的なものであった明治五年の「学制」に共通するところをもっている。「学制」はいう、A一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムベキ事、人間ノ道男女ノ差アルコトナシ、男子已ニ有学、女子学ヲ事ナカル不可、且人子学問ノ端緒ヲ聞キ其以テ物理ヲ辨フルユエンノモノ母親教育ノ力多キニ居ル故ニ博ク一般ヲ論スレハ其子ノ才不才、其母ノ賢不賢ニヨリ既已ニ其分ヲ素定スト言ヘシ、而シテ今日ノ女子後日ノ人ノ母ナリ、女子ノ学ヒサル可ラサル義誠ニ大ナリトス、故ニ小学ノ教ヲ數キ従来女子不学ノ弊ヲ洗ヒ之ヲ学ハシムル事務ヲ男子ト並行セシメテ期ス、是小学ヲ興スニ就テ第一義トスV

「学制」は女子の小学就学奨励、男女同一条件、同一内容、同一程度の理想をかかげる一方、女子の役割を将来の母親に限って規定

することにより良妻賢母思想を導いた。明治五年の「学制」も、昭和二十一年の「新教育方針」も、変動期のおと十年に不足するほどの短い期間、女子教育高揚期をもたらすが、その後急速に後戻りする。女子大は、上からの女子教育促進の指導の中から生まれ、そして後退をともししている。今日の女子大という社会通念ができてからまでに三つの段階があったものと考えられる。①昭和二十三年新制大学最初の女子大、②昭和三十九年当分の間のための暫定処置であった短期大学が公式の制度となり実質的な専門職養成校色をつよめた女子短大、③昭和四十年型の新設女子大の発足である。

昭和二十三年、大学設置審議会は大学設置基準を答申した。新学制では、旧学制における高等学校、専門学校、師範学校、高等師範学校、大学を平等に四年制の大学に編成した。

七三年版「全国大学案内」（教学社）には、各大学の「歴史と性格」という欄がある。

△近代日本の教育の一環をになうべき△育幼ノ責ニ任ズルV教師を養成する目的で、本郷の御茶の水に東京師範学校が設置されたのは、明治七年（一八七四年）三月のことである。明治二十三年三月女子高等師範となり、教育勅語に基く教育がなされるにいたって、付属学校をはじめ専科、研究科なども設けられ、次第に内容が整えられていった。「お茶の水女高師」は鹿鳴館時代をささえ、日清・日露と軍国主義はなやかなりしときを越えて、文字どおり女子教育の最高学府として君臨し、かつ幾多の才媛を世に送りだしてきた。さらに明治四十一年には、奈良女子高等師範の開設と同時に東京女子高等師範と改称された。……昭和二十四年には終戦後の学制改革で新制国立大学となり……。創立以来九十余年にわたって、女子教



育に貢献したのであるが、従来の教員養成学校から脱皮し、ここに純粹な學術研究の場へと性格的にも大きく變化した。(十四頁、お茶の水女子大の項)

以上の文章は、戦前からつづく国立の女子高等教育機関の歴史をよく要約している。△育幼ノ責ニ任ズル▽と引用されているように、母性の延長としての教育職だけは、女子の職業とみなされ、例えば明治期の官公立女子高等教育機関は教員養成に限られていたのである。それに対して私立校は、それぞれの設立者の個性と主張を反映して、多様な職業教育を、あるいは高等普通教育を目指した。それらの学校は女子大となった後も、かつて教育界の異端として女子教育に貢献した伝統、あるいは女性解放運動の人材を送りだした歴史を誇っている。同じ大学案内から引用する。

△明治33年に東京女医学校として創設されて以来、約70年の伝統を誇るわが国唯一の女子医大というユニークな存在で多くの女医を育ててきた。創立者故吉岡彌生は当時いかにも低かった婦人の社会的地位の向上を願ひ、専門の知識と技術を身につけた女子を育成することにその半生をささげたのであるが、それはとりもなおさずヒューマニズムに徹し、生命の尊厳も守りぬく、人間としての自覚にたった女子専門教育をめざすものであった。(25頁、東京女子医科大学の項)

なお、学制改革の時期に戦前の女子高等教育機関のうち、国立女子高等師範2、公立専門学校4、私立専門学校27が新制女子大へ、公立専門学校7、私立専門学校5が共学に編成されている。多くの学校がそのとき別学を選んだ理由は、同窓会などが伝統の固持を強く望んだことその他に、共学の門戸が開かれたとはいえ、他の社会的

条件が進学をばはむことの多い女子に対して、できるだけ就学の道を広く開けておきたいという考慮があった。実際に、このとき、女子大は、女子学生だけが集まっているという現象の他は、共学と同じ制度の下にあるという点で戦前の別学とは全く違ったものとなったのである。

これらの大学の紹介文の中には、戦前からの長い努力が実を結び暗れて高等教育の場として認められ、女子教育を促進させているという自負の他に、△従来の教員養成学校から脱皮し、ここに純粹な學術研究の場へと性格的にも大きく變化した▽といった文章には、ある苦悩も感じとれる。例会の討論の場では、教員養成という旧来の使命からの脱皮と別学として残ったという二つの条件が寄り合ったとき起ったことは、目的と役割の喪失であったという体験が話された。また別学によって女子の進学の道を大きく開けるといふ、その時代においてはおそらく正しかった判断は、結果としては将来に大学別学を制度化するような方向を示すことになった。しかし、この質の變化は、むしろ、女子大のできる第二、短大増設および第三、四十年型女子大増設によって実現し、その影響をおそらく新制初期に設立された女子大も、こうむることになるのである。

短期大学は、昭和二十五年に発足した。このとき、短期大学は、旧制専門学校、高等女学校などのうち四年制大学へただちに移行することが無理な学校を救済するための△当分の間▽の暫定措置であり、いづれ四年制大学に昇格されると考えられていた。女子短大は78校で、男子系の数が上まわっていた。しかし昭和三十七年に高等専門学校制がしかれると男子系短大の多くはこれに移行し、女子系短大が残ったのである。昭和四十一年には258校の女子短大という数



字がある。四十七年現在は450校以上ある短大のうち何校が女子短大であろうか。学生数の割合は、短大生全体の84.3%が女子だという(学校基本調査速報・四十七年五月現在)。現在では、短大の問題だといえそうである。

昭和三十年代には、家庭科男女別教育など女子特性論が復活し、高校の男女別学も増加していた。昭和三十九年の日経連「後期中等教育に対する要請」は「女子の特性に適した教育内容」を希望している。企業は中級労働力としての女子に注目し、すぐ使える労働力を求める声が強まった。短大は、これらの要請に機能的に応えることのできる体質をもっている。

昭和三十九年に△当分の間▽という但書がとれて、短大の法的基準が成文化する。短大の立場から言えば、補助的教育機関とみられる特殊性をようやくはずして、正式の大学として、独自の使命を主張し得ることとなった。大学教育の普及と成人教育の充実を目指す教育から、実的な専門職業養成へと重点は移動する。

学校教育法52条に△大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の學術を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする。▽とある。これが四年制大学である。第69条の2は△大学は、第52条に掲げる目的に代えて、深く専門の學術を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができるとある。▽とある。この大学の修業年数は二年又は三年であって短期大学と称すると規定されている。

短大の現在の内容は、伝統的女子教育をうけついで家政系学科が多く、短大全体の約1/3を占める。これに職業科を併設する型、例

えば家政科と保育科といった組合せをもった短大が多い。女性が30%以上を占める職種には、保母、看護婦、薬剤師、社会福祉事業専門職員、初等教育教員などがあるが、そのうちの多くが短期大学を養成機関としている。短大は学部組織を持たず学科を置くこと定められていた。短期大学設置基準は専攻部門のおおよそを挙げて「その他」という形容があつて、地域社会などの要請にこたえてどんな学科でも置くことができる。従つて、専攻分野は多様に細分されてゆく傾向がある。例えば家政科にあたるものも、学校により服飾科、被服科、意匠科、生活デザイン科、生活芸術科、食物科、栄養科、生活科学科とさまざまに分れ、あるいはそれらの併設である。また取得資格の種類も分化し、需要に細く応じている。短大の一枚平均学生数は600人という少人数である。短大において資格の取得が重んじられるのは、資格は直接に就職につながるからであり、就職をめざす女子にとっては、欠かせないものとなる。実際、就職においても結婚においても、女子短大は四年制女子大をはるかに凌いで有利である。

女子短大にはまた、特に繊維業界が女子労働力を集め確保するためにつくったといわれる三部制短大という特殊なものもある。これは工場の労働の二交替制、三交替制に合わせて、労働時間の間をぬって昼間課程と夜間課程を一週間おきにくりかえすというものである。企業に直結する短大の体質を極端に目立たせている例である。例会の討論の中で、女子大の中では、専門職養成型である短大にむしろ存在の意味もあるし、これからの希望もあると思うという意見がまず出された。戦前の女子高等師範が、戦後に女子大となつて教員養成というはつきりとした目的を捨てたのも誤りであるという



意見である。それに対して、しかし、これは政府の労働力対策にのっているのであって、短大を送りだす先は、低賃銀の職場が多く、それも従来、女の職場だからということと悪い労働条件をつづけているその傾向を短大は認める役割も果しているのだという指摘は短大関係者からなされた。教育内容において一般教育の軽視の反面に実技、実習の重視はまた専門教育の中途半端さにつながり、短大を各種学校化している。大学としての研究機関の性格がうすれて、教員に教務事務から学級担任制という学生管理、寮教育、しつけ教育まで負担がおわされるといった場合もあった。学生にとってはカリキュラムは過度に詰めこまれ、固定化したものであり、自由時間も選択の自由も少なく、全体として従順な労働者をつくる体制の下におかれていることも指摘された。

短大が卒業と同時に与え得る資格、あるいは卒業により受験資格を与えるもの、中には、保母・栄養士など、従来、女性の労働であったが職種として公認されることのなかったものに資格を与えて社会化したものもある。それに資格制度によって、いままでも女子をうけいれる習慣のなかった職域例えば会計士などに女子を送りこむ法・経・商系の女子短大も少数ながら存在する。女子短大の増加は、「女子大」に「女子大」は女子の特性を自ら認め、社会にも認めさせながら高等教育の中に入ってゆくという性格をはっきりさせたものである。

このように目的、使命がはっきりしていて、職場からの需要にもはっきり呼応している女子短大とはちがう教養型の四年制女子大も、四十年前後に一挙に数多く設立されている。現在もまだはっきりとした位置づけをされていないこの四十年型女子大の行先によって、

「女子大」という通念に内容が与えられよう。

### 三 新設女子大

昭和四十年前後に大学あるいは学部の新設がつづいたなかでも、女子大の設立の数が目立って多かった理由は次のように考えられる。

①ベビー・ブームの世代の学生は主に私学の拡張によってうけ入れられた。すでに女子学園の高校が学生増加の波を迎え入れており、これを同じ学園の中の大学にとどまらせたいという希望があった。

②経済成長により豊かになった生活が女子の大学進学率を高めた。これは女子の結婚適齢期、あるいは就学年数についての常識をかえた。私立女子大だけでなく県立女子大も増える。

③銀行融資は大学設立に積極的に投資した。このとき、すでに女子高、女子短大をもつ学園においては大学がつくりやすい。また女子大は学部も少なく、規模も小さくてよいという容易さがある。

その結果、女子学園の付属大学という性格をもち、家政学部、文学部のどちらか一つ、あるいはその両方で二学部、平均学生数は千人前後の女子大が多数生まれた。多くの学校が、明治末期あるいは大正年間に高等女学校、昭和になって女子専門学校、昭和二十五年頃に短期大学、四十年前後に四年制女子大の開校という共通の歴史をもっている。四十年型大学は、戦前には格差のもとにあった多種の高等教育機関が、戦後に平等に四年制大学に編成される最終段階であった。

四十年型女子大の開校の日には、女子総合学園はついに高等教育機関まで完成したという暗れがまじさがあった。入学した学生よりも、付添役の母親には、もっと大きな感慨があったかもしれない。



多くの母が新設の女子大の前身であった学校を卒業していた。そのときには、女子のための教育機関は、男子校とは全く別の体系だったのである。

実際、四十年当時の大学は、学生も教員も定数にみならず、まだまだ不備な点が多かったにもかかわらず、高踏的にすぎる雰囲気さえあった。大学設置基準を通過したばかりの整ったカリキュラムがあった。また総合大学などで定年を迎えた教授が多数むかえられたという特殊事情もあった。授業が始まると、はじめてのことなので受講者を充分に考慮に入れ、学生との共同作業によって生まれる講義ノートではないところから行きがちも生れる。程度が悪い、態度が悪いといった教授側の苦情と、自分たちの問題や関心を知らなすぎるといふ学生の意見など。しかし、そういった欠点をおおうほど、学園の中の新しい大学は、はじめての試みという新鮮な緊張感につつまれていた。新しい大学には教職員の間にも、学生のなかにも、外部からの人員が多く投入され、学園の体質が変わったと感じられたにちがいない。新設女子大は一般大学としての形と内容を整えるのに懸命であった。学生便覧によって、講義題目をみれば、これが女子だけ集めた大学であると識別することは難しい。

一般大学としての体裁がととのえられてゆく反面では、学園の伝統色が薄められる。

四十年型女子大の建学の精神の中には共通して「人間性の陶冶」  
「人間性」を通過して女性の人間形成」といった抽象的で曖昧な表現が見られる。入学志願者がなぜこの学校を選んだかと問われて、建学の精神や設立者の個性について語るより先に、交通の便や新しい建物を理由にかかれて試験官を落胆させることも起る。卒業生もまた送

りだしていた大学では、卒業後の進路と結びつけて大学の個性を語ることも難しいのである。曖昧性と未知性が四十年型女子大の性格であった。

こうして発足した新設大学には、この研究会が女子大というテーマをとりあげた四十六年ごろ何が起っていたか。ようやく全学年が埋まり、第一回あるいは第二回の卒業生を送りだしたところであった。それは、ベビー・ブーム年代の大学生激増の波が去るといふことであって、入学志願者を今後、同じ型の女子大の間で奪い合うことになるだろうという心配があった。経営の上では、短大とくらべて学生の回転率の低い四年制大学は、投資の回収が悪いということも判明する。設立以来の赤字は、総合学園の中の短大や中等教育機関の負担となる。経営者の危機感は大部分ここにあった。事務費節減、研究費、図書費のしめつけ、あるいは給与にまで影響のあらわれる学校もあった。開学四、五年でやってきた暗転は教職員にも危機感をひろげる。経済基盤がうすく、悪化がそんなに速く訪れるだけに、解決の対策も手早くすすむものが選ばれる。理想はともかく現実を見ようということになると、女子大は学者や職業人を養成しなくてもよい、研究機関というのは看板上の表現にすぎないなどと露骨にいわれるようになる。

対外的にも、一般大学性を強調するよりも、女子大性を宣伝した方が確実に人員を確保できると考える学校も出現するようである。大学案内には、

「その内容は典型的な女子大学である。最近の女子大学の多くがそうであるように、本学も決してアカデミックな学園建設を求めている。日常の講義や実習などを通じて、磨かれた個性と、豊かな



個性、さらに社会性に富む健全な女性、知性と広い教養を身につけた社会人、家庭人の育成が最大の目標なのである。▽

といった紹介がある。大学が自称する△典型的な女子大▽性というのは、この時すでに存在したのではなく、この時期につくられようとしていたのだが、開学当時の曖昧な性格は競争による淘汰にあうと、社会の中で例外的に保護されるということはある得ない。

例会の討論のあいだに集まった報告によると、四十五、六年に、もう一度、大学の個性をはっきりさせるための議論がどの女子大にもあった。①需要に密着して考えよう。例えば文学部において取得する教員資格や司書資格を生かす就職はほとんどなく、卒業後、平均二年で回転することを見越した職場からの求人が多く、また主婦となった後にパート・タイム制職場で働く場合も多いのだから、いっそ文学部を秘書科にかえてはどうか。②いや、教養型を特色としてなお強調し、文部省の指導から全く自由なカリキュラムを組もうといった意見が出たことも共通している。

しかし、カリキュラムの変更、あるいは大学の編成変えは、個々の大学の問題ではなく、また女子大だけの問題でもなく、高等教育機関全体の問題となっていた。四十年前後の大学急増は、大学の質をかえるものだった。

四十五年に発表された中央教育審議会の大学改革案は、大学紛争のあいだに出された問に答えるという形ではあるが、大学生増加を主に私学に依存して解決した後始末の案である。

「高等教育の改革に関する基本構想」（昭和四十五年五月二十八日 中央教育審議会）は△高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請▽にこたえることを課題にあげている。△今日では約160万人の

学生と約9万人の教員▽という数字は、二年後の四十七年には、学生数180万（うち女子50万）とさらに増加し、これは10年間の倍増を示すというが、四十年型女子大増設もその一部を荷負ったにちがいない。「基本構想」は、△多様な資質をもつ学生のさまざまな要求に即応する教育の内容と方法を備えた高等教育が必要となる▽という。

△今後におけるわが国の高等教育の多様化を図るため、次に示すとおり、教育を受ける者の資格および標準的な履修に必要な年数によって高等教育機関を種別化するとともに、教育の目的、性格に応じて教育課程の類型を設けることが望ましい。▽

この文章には△同時に、それらの種別および類型の間では、学生が必要に応じて、容易に転学できるような体制が用意されるべきである。▽という一文も付加されて前半の種別II格差という印象を消そうとしている。

こうしてつくられる五種の高等教育機関は、第1仮称「大学」（就学年数3・4年）（A）教養型（B）学術、専門技術型（C）専門職養成型）第2同「短期大学」（2年）（A）教養型（B）専門職養成型）、第3同「高等専門学校」（中等教育を含めて5年）、第4同「大学院」（第1修了後2、3年あるいは社会人再教育）、第5同「研究院」（博士の学位）、である。

現状において、この5種に相当するものはそれぞれあるのだが、種別と機能が非常にはっきりするという違いがある。また現行の大学は研究機関であり、その下属機関として教育機関をもっているが、研究と教育は分離する傾向がある。この構想においても、女子だけの大学という種別はたしかに無い。また女子大という別学をなくす



る指導も無い。しかし説明を読むと、第1種「大学」をさらに三つの類型に細分した(A)教養型は「将来、公務、産業、文化、家庭生活など幅広い実践活動に従事しようとする者のために、幅広い基礎の上に適当な専攻を定めて専門的な教養を与えようとするものであり(V) (傍点筆者)」とある。現在の教養学部のようなものを指すのだろうか。これを(B)や(C)と学部の差ではなく大学の類別としてはっきり区別する意図はどこにあるのだろうか。

同じ年の「大学設置基準の改正」(四十五年八月三十一日省令、四十六年四月一日施行)は、「構想」とはちがう性質のもので、現行の教育課程に変更を加えた。A大学における教育、とくに一般教育課程を従前以上に弾力的に編成、展開することができ、措置(文部省学術局による「解説」とは、一般教育科目の人文、社会、自然科学の三系列のわくをはずし、同時に専門科目、第二語学などで読みかえる幅をふやすこと、授業科目の単位数のきめ方を各大学にまかすといった内容である。

各大学は、この改正を充実の方向にも、下げられた最低基準へ近づけることにも利用する自由をもつわけだが、実質的には、教養教育の縮小、教員数に関しても最低基準の引下げを可能にするものであった。国公立大であったり、学生数は二万以上あるマンモス大学の場合と、在学生数は約千人といった大学の内部事情はおおいに異なっている。「改正」は、大学の存続には直接かわりがない無駄な人員を整理したいという弱小私学の要請によりよくこたえるものである。

カリキュラムの自由化の方向によって、同じ学制の同じ設置基準をとった一般大学という前提は次第に崩れてゆくだろう。高等教育

育の種別化を抵抗なく実施するためには、年月が大学間の格差を顕在化してゆくの待てばよい。「構想」がかかっている種別、類別のちがう大学間での学生の転校を自由にする体制は、格差のついた大学間では次第に行われにくくなる。教育法で短大卒業生は四年制大学の三年生に編入できると規定されているにもかかわらず、すでに編入はかなり困難である。卒業要件としての所属や単位数の規定が曖昧な第二語学の場合などは特に大学間での開講数、必修のあるなしの差が大きいからである。同じ差が、女子大と一般大学の間にもつくりだれつつある。また自己の適性により専攻をかえるのではなく、同じ系統の他大学へ転学を希望すること自体、大学間の格差を示すものである。

あいまいな性格をもって出発した女子大がどういう形で残るかということによって戦後の男女同一教育の理念は一つの結論を残すであろう。戦前の中等教育は男子のために五年制の中学を設け、女子のためのものは多く四年制であったにもかかわらず、これを高等女学校と称した。女子のための教育はここまで、という意味であろうか。もし女子大が一般大学の基準から大きくはずれ、大学でないものが大学と呼ばれることになれば、女子に高等教育の道を大きく開いた女子大は、逆に、女子の進路に行きどまりを用意することになる。四十六年例会のとき、私たちが感じていた危機感は以上のようなものであった。

二年後の今日、四十五年頃にささやかれた学校倒産説は去り、依然として赤字をかかえながらも、図書館や寮の建設など第二期工事にとりかかっている新設女子大も多い。経済問題が好転したということでは決してない。むしろ悪化が続き、常態化して切迫感が失わ



れるところがある。何億という負債の数字は日常感覚を越えるところにあるし、教育機関という性格からいっても、投資が数年で回収されるといふ計算はあり得ない。

カリキュラムの変更や、方向転換は四十五年当時ほど性急には言われなくなったように思える。転換もまた抵抗にあつて努力と費用を要するからである。人件費節約―教員の減少のための対策などは、積極的ではなく、欠員のあとを埋めないというやり方で動いている。設立以来の年月の間に、むろん内部における環境整備の努力はなされ、諸規定もそろい、教職員の給与体系なども一応ととのつた。今は静かな変化の季節なのだろう。この静かな動きの中で女子大性というものが問われているのである。

#### 四 低迷と模索

ベビー・ブームの波が去つたあと、女子大は定員を大きく割るほどの学生の減少は経験していない。共学大学があるのになぜ女子大か、という理由はいろいろ考えられる。

① 高等教育の大衆化といわれるが共学大学の收容人員は限られている。中等教育にすでに別学傾向があらわれている。

② 職業生活における生存競争につながるテスト教育を知らずに来た層に女子が多い。また理数科がなく、受験科目が少ないという理由で女子大をえらぶことが多いのも事実である。

③ 共学の門戸は開かれているとはいへ、卒業後の進路は依然、限られている。共学大学の文学部の女子過剰現象など、共学が文字どおり実現されてはいない。

④ 女子学生の場合、自宅通学の出来る距離を選んで女子大へ、あ

るいは遠隔地でも女子寮のある女子大へという家庭からの希望がある。これは女子をとくに保護するという配慮と、大都会における学費と生活費が高額なためである。中流家庭で私大大学生の子供を二人かかえるのは経済負担の無理となるという今の教育事情では、女子の大学選択の範囲は男子の場合より制限される。女子大の授業料は決して低額ではないが、全学生の中で自宅通学の学生が占める割合は大きい。

こうして今つくられている女子大は、地域社会や、社会のある階層の要請にこたえている。ここでは、社会人を育成し送り出すという目的の他に、二年をいし四年の年月を何よりも無事に保護するという性格が要求される。女子大がこれにに応じて学則や寮則をきびしくする、あるいは躰教育を行うこともある。

△ キャンパスは清流に沿つた閑静な環境に恵まれている。▽、△ 最高地である富士見台とその周辺およそ二万坪を校地として、最新の設計に基いて建設され：▽―いづれも大学案内より―

女子大が建物と設備に投資を集中させるのは、それが四年間の保護区域という性格をもつからである。

女子だけの大学は定着しつつあり、さらに制度化されることも予想される。すでに、女子大への批判は多く、とくに新しい女子大のなかで育ってきた女子大性といったものは、好んで揶揄され喧伝されている。だが批判はつねに理解をともなうてはいないように思われるのだ。

例えば、女子大における学生の学力の低下が指摘される。池田論は「女子大学」（日経新書）で、女子大の△低い合格点▽を問題にしているし、例会においても、同じ内容の講義を共学の大学と女子



大の両方で行った経験をもつ方から、女子学生の集団はどうして勉学の熱意にかけるのだろうかと質問があった。大学には入学時に数十倍の競争率をくぐらねばならぬところも、ほとんど入学随意に近いところもあるのは事実である。学士号を取得するだけのためなら、男子のみの大学は数少いのに対して女子大は多数あるのだから、女子大生の方が大学入学も卒業も容易にできるかもしれない。だが正確に言えば、入学随意に近い大学の一人一人の学生は学力が低いのではなく、学生間の学力の差が非常に大きいのである。このことが女子大における授業のむつかしさの大きな原因となっている。さらに学力の質だけの問題ではなく、学生の関心の傾向もさまざまなものが集められている。

女子大、とりわけ四年制女子大は家政学部他は文学部ばかりをつくる。家政学部あるいは家政学については、この研究会で続けてとりあげられているので文学部にふれるが、女子大における文学部は、日本文学科と英文学科がほとんどである。教員を集め設備をつくるために努力をはらって、それ以外の、特異な存在になるであろう学科を設けるとかえって定員を割るという実情が今はある。それだけ学生に大学教育についての見識がないというのも事実だが、主体性をもって教育を行うというより需要にあわせるという大学側の経営主義が偏った傾向をますます強めている。だから文学部に集まった学生は文学そのものにあらかじめ強い関心をいだいているとは限らない。入学したての学生に愛読書をあげよというとは多くは、高校の国語の教科書の中で読んだ同じ作品を名指す。将来の進路と関連させて自己の資質への自覚がはっきりしており、同質のものが集められている。そういう教室での授業に慣れている教師は、新しい

女子大に集まった多様でしかも全体の傾向としてはまた白紙に近い集団を前にしてとまどい、授業に対する反応が無いと批判するであろう。しかし一年一年かわる可能性のある四年という長い時間をもつ集団であることを考えると、これは教育の影響をもっともうけやすい集団であるかもしれないのである。将来、大学の多様化という指導のもとに、この女子大が一つの種あるいは類として残ることがあれば、それは女子大に集まる多様な人材を逆にますます女子という一つの特性の下に閉じこめることになる。

女子大への批判として、開学わずかにして現われた停滞した雰囲気、無気力もあげられる。例会のとき集まった学生新聞にも、無気力、無責任、無関心の三無主義といった言葉、八何事にも全力投球をかけた私たちは、すでに老人ではないでしょうか。Vといった嘆きがあった。

岡の上の白い建物に陽光がふりそそぐ、よく整備されたキャンパス、岡のむこうに学生を送りこんでくる都会が、かすんでみえるくらい距離にある。昔の女学校とはちがって、がんじがらめの道徳律にしばられるというわけではないし、クラブ活動などに男子学生も自由に入入りしているところもある。しかし、騒音にみちた現代のなかでは例外的な、恵まれた、せいたくでさえあるこの環境には、見えない保護壁がめぐらされているということだけは皆が知っている。学生の中には制約にたいする反抗というはつきり聞こえてくる声の他に、現在の平穩に屈服し、将来に不安と焦慮をいだきながら沈黙している部分が大い。諸制約はむしろ四年の自由を保証してくれる。女の一生の中にある例外的な解放区で精一杯たのしもうというものも多い。いずれも卒業後にふみ入るべき世界を前にして足をす



くませているのである。

このことは、教育の機会均等を制度とカリキュラムの均等に限定した男女同一教育の限界を教えてくれる。共学の大学と同じ講師から同じ講義ノートの授業をうけることよりも、どのような集団の中であってその集団からどんな教育的影響をうけるかということの方が大きく一人の学生をかえる。それに個人の身のふり方としてではなく、集団としては、今の女子大卒業生は社会的活躍を期待されてはいない。

だが共学の大学でも、何百頁という就職案内パンフレット中、女子への求人はい頁たったと女子学生はいつている。卒業時の就職状況を数字であらわせば、女子大の方が好調かもしれない。卒業後に約二年はたらいでやめると見当をつけた上でその利点を見込んで求人申し込み会社はかなり多いのである。求人がないのでなく二年で新人と交代という周期をやぶることが問題なのである。その二年の就職もしない場合、女子学生は入学当時と変わらず、家庭の被護の下にあるまま卒業して行くことになる。

教員になる率は非常に低いのに、教員免許状のための講座には、いつも多数の学生が押しかける。お茶や生け花と同じ免状集めという悪口もきかれるが、やはりここに数少ない可能性として希望がかけられているのである。

だが、学生は決して不満ではないのだろうといわれる。女子大花嫁学校というとき必ず卒業祝賀会における振袖姿のイメージが語られるようになった。喜々としたお嬢さんばかり目につくようである。男性教師はそれを眺めて、いくら学生時代にはげしいことを言う子も卒業すれば女はみな同じだな、と安堵のような皮肉にも同情にも

聞える声をあげる。しかし学生が同性の教師にふとしたおりに投げかけるのは、「どうして結婚したのですか。なぜ子供を生んだのですか。」という唐突なまるで職業生活と家庭生活の両空間を生きる同性に不信を示すような質問である。だが、この質問は教師の平凡な私生活に興味などあるからではなく、ただ「今、自分のことさはどう仕末すればよいやらわからないのに、相手のある結婚など考えられない。」あるいは「このまま結婚して子供を生めば、今自分が批判している親たちと同じように子供を閉じこめそうなのがこわい。」と自分でつぶやくためのものなのである。

自立ということが輝やかしく、そのためどの職業も新鮮にみえた前の世代とはちがって、彼女たちは職業を体験するまえに、それは企業の歯車の一つにすぎないと予想し、結婚や家庭に、自己の保有する母性にすら疑問をいだいている。このような層の出現をみて人びとはまた「それらみたことか、女に学問をさせるのは危険である。」というだろう。世間は、文学などというものは本来、毒をもったものだということも忘れて女子大をつくっている。

明治三十四年に日本女子大学をつくった成瀬仁蔵がかかげた女子高等普通教育の理想は、現代の教養型女子大に、やはり影響を残している。彼がいったように人間としての自覚や意識をめざめさせるきっかけを与えられ、しかも、その後で閉じこめられることにより育つ批判力がある。この層が本当に力をもつためには自分たちの行動と表現の形を見出さねばならないだろう。女子大が年々送りだす卒業生の量がいづつか社会の女性観をかえる要素はもっているのである。

次第につくられつつある女子大性といったものを返上するための



努力は各大学でもそれぞれ続けられているだろう。今はカリキュラムの上で一般大学の基準をたもつことを精一杯に考えている。一般教育の自由化は女子大のような教養主義的傾向の強い大学では教養科目を工夫の多い創造的なものにしていかうと逆なのである。経営の苦しい女子大の方に一般教育は犠牲にしてもせめて専門科目をととのえて大学としての体面を保とうという傾向が強いのではなからうか。専門科目は次第に下の学年までおろされ、専門職養成型に似た選択の自由のない単一コースに近くなる。むしろアカデミックな事大主義がかるうじて大学の形を支えているという内容と形式の離反する傾向がある。

女子大は形骸化する追従などやめて、この分業化社会からとりのこされた、あるいは女子の特性の中に閉じこめられた立場を逆用し、現実への批判になり得るもつと大胆な実験的教育を行うべきだといふことが当然、考えられる。教師にはともかく授業という現場があるし、また少人数制にはマンモス大学では不可能な授業のかたちも出来るかと考えられる。例会で女子大問題をとりあげたときも、女子大関係者は、なぜもつと創意をもたないのか、といった批判もあった。女子大においてこそ、というので女性史の講座をひらく、あるいは文学史の講義では文学にたいする女性のかかわり方を追ってみたいといった試みの紹介もあった。だがこういふ試みは、かつての女子教育の先駆者たち以上に確固とした教育観、人間観に基づくものでなければ有効に行うことはできない。一方にともかく共学の道が開かれている現代では女性の市民権を獲得するということ以上の変革の意志がなければ批判の力とはなり得ないであろう。

実際には、カリキュラムの自由化など、女子大独自の路線を主張

することは、物質的条件の余裕の無さと共になると、経費節減という合理主義のおもむくところへ、つまり専らやすきに流れる傾向がある。四十年型女子大は一つの主義主張から生まれたというよりは、個性は稀薄で社会からの要請に敏感にこたえ、むしろ復活する女子特性論の先どりをする経済構造をもっている。

大学としての形を守ろうとする保守主義でもなく、営利主義につながる合理化路線でもないところに現状を打開する道を見つけないならばならないと迷いながら、女子大の教師は現在自分たちは大学の教師だと考えている。女子学生だけという点で特殊な集団を教えるが、研究によって普遍の世界につながっていると思っているかもしれない。教師は学会にも熱心に参加する真面目な研究者であることが多い。だが多くの教員が考えているように教育には一方で研究が不可欠であるのと同じく、何を誰にむかって語るかが、研究と無関係であることもあり得ない。学生にとつても教師にとつても、女子大を閉じこめられた特殊な世界にしないために、今この静かな変化の季節にあって眼を閉じないことが必要であろう。



熱い落日 「青鞥」おぼえ書

荒井とみよ

はじめに

一 らいてうから野枝へ

二 貞操論争

三 墮胎論争

四 婦人運動論争

はじめに

明治の末、四十四年九月に「唯一の女流文芸雑誌」として『青鞥』は出発した。文学史はこれを文学同人誌の一つに加えているが、いんうん（氾蕙）とでもいいたい、ある熱いものを孕んだこの雑誌には、そのように規定してしまえないものがあつたように思う。女が独立をめざすには、明治という時代ははまだ重く暗い夜であつた。そうした夜に挑まねばならなかつた『青鞥』が自ら負つた激しい運命を、そのいんうんはものがたつてゐるように思う。「一人称にてのみもの書かばや、われは女ぞ、一人称にてのみもの書かばや、われは、われは」（創刊号）与謝野晶子けうたつたが、一人称をもちえた女、あるいはもたんとした女は、ごく稀れな選ばれた人たちなのであつた。

『青鞥』がいま私に響きあうのは、ことばによつてではない。そのいんうんによつてである。その共鳴のなかで、『青鞥』は過去か

らよみがえり、現代の問題意識そのものとして息吹くのである。

『青鞥』をもっともていねいにかつ正確に読んだ人は宮本百合子ではないかと私は思う。『婦人と文学』の「四、入り乱れた羽搏きの中の長くない分析は、賛美と嘲笑とにひきまかれていた『青鞥』の像を正しい場所にひき据えた。そしてその仕事は、いまだ誰によつてものり越えられていないと私は思う。（らいてうはその記述の中の誤りを指摘しているが部分的な誤謬であつて、評価そのものにはおよそ関係ないものであつた。）

百合子は、らいてうの小市民風の観念的なロマン精神を批判しつつもそれが当時の中を生じていた底つよい解放への欲求の中心たりえたことを評価した。そして個人の覚醒に重点をおきながら社会への意識にむかわざるをえなかつた『青鞥』の発展の過程で、かつて「天才の発現」を叫んだらいてうが後退せざるをえなくなつたことを社会的な過去からの力をこめて、男が女に及ぼした作用の大ききだと考える。そして妻の限界にとどまつてしまつたそれ以後のらいてうの活動と思ひあわせている。

そのらいてうから『青鞥』を引き継いだ伊藤野枝には、女、妻、母としての生活の困難のなかで、かえつてつよめられていった社会的自覚を高く評価する。そして百合子は、らいてうと野枝の個性のちがひそのものうちに新しい世代への水源が仄めき現れていると



感じるのである。「時代の波頭にもたげられておこり、又時代の波頭にうたれて砕け散ったこのグループの消長は、日本の中流女性の前進性の絵巻として広汎であったその影響とともに、その終末の形においても私たちに多くの学ぶべき様相を示したのであった。」と百合子はこの記述を結んだ。

百合子は「唯一の正しい世界観」の立場に立って『青鞥』の混迷を解き明かして見せた。私にとって『青鞥』はその迷妄のゆえにこそ新しいのである。

一 らいてうから野枝へ

『青鞥』はほぼ三つの時期に分けることができるだろう。第一は、習作時代ともいうべき一、二巻（明治四十四年九月―大正元年十二月）第二は、新しい波として世間の批判、非難を受けて立った三、四巻（大正二年一月―大正三年十二月）第三は編輯が平塚らいてうから伊藤野枝に移った五、六巻（大正四年一月―大正五年二月）。

私は活動がもっとも華やかで活気に満ちていた、たとえれば真昼の太陽であった二期よりも、編輯室にあせりや疲れが見えはじめるたとえれば落日の第三期の方により多くの興味をもつ。

第一期はモノローグの時代である。第二期は絶叫の時代である。

第三期は対話の時代であるといえよう。モノローグは弱い。叫びには個性がない、誰のものとも見分けがつかないくらい似通っているものだ。が、対話には個性があり、個性は衝突し、角逐する。新しい思想の創造はこの時期に入ってはじめて可能である。

『青鞥』にこの対話の時代をもたらした力はなんであったろうか。この第三期にあたる二年に足りない短い時期に、三つの論争があつ

た。それは『青鞥』のどの時代にもなかったことである。

伊藤野枝は、平塚らいてうより『青鞥』を引き継ぐにあたって、「一切の規則を取り去って、無規則無方針、無主義無主張」という方針を打ち出した。このことが『青鞥』にそのように激しい論争の季節を招いたように解説してあるものもあるが、どうであろうか。そういう方針さえ出せばたちまち嵐が巻き起こるといえるものではなからうと思う。

一片の編輯方針のことばではなく、編輯者の資質の中にこの原因があるように私には思われる。らいてうと野枝の批評活動はかなり異質なものであった。

らいてうには、「曾てはイブセンを詩人だと思っていた。今は、彼を巧な職人だと思っている」というイブセンの『人形の家』批判（二巻一号）にはじまる批判文の数々がある。「円窓より」の中で行なわれている、田中王堂批判（二巻七号）、一葉批判（二巻十号）、同人荒木郁の「火の娘」批判（四巻三号）、「西川文字氏の『婦人解放論』を評す」（四巻五号）、「森田草平氏に、――」・「炮烙の刑」について青鞥記者にあたふ」を読んで」（四巻八号）・あるいは、岩野清との間で行なわれた個人主義に関する相互批判などである。

らいてうの批判の多くは内面の不徹底、生活の分裂、創造力のなさ、内的生活の貧困という点に集中される。らいてうには強烈な生命力にみちた宇宙観・自然観があり、それはらいてう独特の、宗教的ともいいたい直感で認識されているので、おのずから批判もまた直線的、靈感的にならざるをえず、説得力という点では弱さも目立つものだった。



野枝はらいてうよりはるかに激烈な攻撃性をもっていた。『青鞥』に関する批判や、「新しい女」の非難などに接すると読みさしの本を床に投げつけて「私、書いてやる」とじだんだを踏んで口惜しかったという話は有名である。

「染井より」（三巻七号）の俗悪愚劣な新聞記事に対する怒り、「従妹に」（四巻三号）の世間、近親者への抗議、「西川文字氏の『婦人解放論』を読む」（四巻五号）、「読んだものから」（四巻六号）の早川論文批判、「S先生に」（四巻六号）の旧師の妥協性に対する批判、「下田次郎氏に、日本婦人の革新時代に就いて」（四巻七号）、「最近の感想」（四巻八号）における黒岩氏の「英國選挙婦人に同情す」への非難、「下田歌子女史へ」（四巻九号）。

こう見てくると、一時期の『青鞥』は野枝の抗議のために発行されていたような錯覚さえある。とかく怒ることに急で、相手の文章を読みちがえているなどあって、小娘の傍若無人と失笑も買ひ、鼻つまみでもあったのではないだろうか。

霊感的ならいてうと、八方破れの野枝ではいきつくところもまた、非常に対照的であった。

悪戦の末、今や我々は内なる敵の征服者、勝利者である。今や、外なる圧迫を迎へねばならぬ。この外なる圧迫の到来は内なる圧迫の我々の勝利の証明にほかならない。「肩ある窓にて」（三巻六号）と豪語したりいてうであった。自己の不断の純粋性を乱されることの不安、恐怖から自己を守ることが習慣になっていたが、今日そいう態度は続けられなくなった、といった指導者としてのらいてうであった。自己のために書くのが出発点だったが、今、他の思想の誤り、先入観打破のために書かねばならなくなった、「婦人の生活

を重んじない社会」（四巻六号）という感想をのべたりいてうであった。が、もともと身体も頑健でなかった彼女はたちまち疲れてしまった。あらゆるものを全体として感じられなくなり、すなわち靈感は稀薄となり内的生活の遅緩・墮落、自我の縮少を感じて不安に陥る。そして「七日間の旅」（四巻七号）に逃れるのである。旅の中で自然に向いあい、法心を得たりいてうの内省は「自分はほんとうに人を愛することができものだろうか、また、ほんとに人の愛を受け入れられるものだろうか」という方向へむかう。すでに『青鞥』から手を引き、奥村博との愛の生活の中に隠退しようとする予兆がみえている。

野枝の場合はどうか。

「此の頃の感想」（三巻二号）に私は自分自身を重んずるが、他人の自己も重んずるという言葉がみえる。また三巻四号の感想には他人をはかるものさしと、自分をはかるのとを違えてはならない、という。また「私のことをわがままだっています、私よりも周囲の人たちの方がよほどわがままです。（親族のすすめる結婚を断ったことについて）私は自分のわがままを尊敬するように他人のわがままも認めます。」「従妹に」（四巻三号）

野枝の中には常に自己と等価な他者があった。これはどこから学びとった認識なのかわからないが、その特質は、エマ・ゴールドマンの思想によってより練磨されたと思われる。「如何すれば人は自分自身であると同時に他の人々と一つになり、全人類を深く感ずると共に各自の個性を維持してゆけるか。」（エマ・ゴールドマン『婦人の解放の悲劇』）という思想に深く傾倒していったのもうなずけるところである。



「人間と云う意識」（四巻十号）は『青鞨』における野枝のひとの到達点といえるだろう。

社会の習俗とのたたかい、両親血族とのたたかいを越えて新しい生活を選びとってきたのに、ここにも姑、小姑との接触という別の桎梏があった。いつまでもこんな馬鹿馬鹿しいことをくりかえさねばならないのか。しかし、こまごまとした苦しみの闇の中で、私はヒタと本当の問題に出くわした。それは社会という大きなものの認識であった。自分の悩みは、他のあらゆる人々の苦しみにつながり、社会の問題につながるのだ。私の問題が広がり、根をもった。私はこれからどんな小さな苦しみでも拾ってゆこう。そして社会の問題を痛切に自分の問題としていける日を待っている。「私には今自分というものが限りなく広い偉大なものに思える。―否、自分という関門を通って出た人間の世界というものが―」

自分の中に世界があり、人類があり、世界の中に自分がある―というこれは躍動的な意識であった。

前半の『青鞨』と三期のそれとを分つものはこのらいてうの帰っていった所と、野枝が出くわした世界との違いに關係する。らいてうは場を提供した人であった。野枝はそこを耕した。自分の苦しみをひとつひとつ拾いあげて世界とかかわらせようとしたように、『青鞨』に集まる女たちの苦悶の声を拾った。そして歴史の問題と時代の苦しみにつなげようとした。論争を育てたのはこの耕作者の姿勢である。

## 二 貞操論争

「食べる事と貞操と」

生田花世

（『反響』九月号―一九一四）

「生きる事と貞操と」 安田皐月

（『青鞨』四巻十一号）

「貞操についての雑感」 伊藤野枝

（『青鞨』五巻二号）

「お目にかかった生田花世さんに就いて」

原田皐月（旧姓・安田）

（同右）

「懺悔の心より」

生田花世

（『青鞨』五巻四号）

生田花世の、この論争の出発点となった。「食べる事と貞操と」を読む機会が私にはまだないが、そのあとの『青鞨』の反応から推測することはできる。

生田花世は故郷の四国徳島に母を残し弟と二人東京に出てきて、苦しい自活を続けていた。これは『青鞨』に結集した「新しい女」の一つの典型である。「没落地主という旧中間層から出て、女子高等教育を受け、技術と知識を吸収していつて、知識労働者となり、産業の流通面に参加してきた女性たち」（井手文子）である。神近市子、市川房枝、上野葉らのほか、伊藤野枝も杉本まさをもこの中に入るのである。生田花世は経済的困窮の中で、の感想を書き、「食べるという事が第一義の要求で、自分一個のみさをなど第二義の要求であった。」といった。

この生存と貞操を天秤にかけた主張に安田皐月が反論した。

「飢えても死んでも、私は私を生かさないでけ置かない」といい、「止むを得ない事情と、愛の交換を泣きながら行なふ美風」を激し



く否定した。貞操の意味は、人間の全部、女の全部であつて、何物をもつてしても砕くことのできないものだ。だから貞操を売ること  
は人間を女を自分を葬り去ることであり、枯死した人間に何の道徳  
があるう、善悪があるう、というのであつた。

この二人の主張の中心になる「貞操」は、社会や家が女にのみ強  
要したそれではない。『青鞥』の恋愛論の中に頻繁に用いられる「  
靈・肉」の純潔性というふうに考へてまちがいないだろう。それは  
男性に対する、夫に対するみさをではなく、自分自身に対するそれ  
なのである。

この二人の対立を東京人と田舎者のちがひ、泥にまみれたものと  
いまだ知らざるものとの差と受けとることもできようが、一皮むい  
たところでは、二人は全く同質だ。貞操という觀念に深くとらわれ  
ているという点では。それは、伊藤野枝の「貞操」について雑感」に  
よつて明らかにされた。

野枝は「愛を中心にした男女の結合の間には貞操は不必要」であ  
り、「貞女両夫に見えず」は不自然な道徳であるという。なぜ処女  
がそんなに尊いのかと尋ねても花世には答えられぬであろう。それ  
は彼女が処女を保つことを単なる利益問題にすりかへてしまつてい  
るからだ。これではどこまでも弱々しい涙をたえた従来女と同じ  
ではないか。こういう考へ方では吉原や千束に身を沈めてゐる女  
の悲哀をすくいあげることはいつまでもできないだろう。処女とか  
貞操とかをまるで無視してしまふことも考えられるのだ。ヴァージ  
ニティなどにとらわれずに、自分の行為に強い確信と是認の閃めき  
を見せる壮烈な女をみたい——というのが野枝の批判である。

まさに「壮烈な女」問題提起ではないか。「貞操」とはあくまでも、

家父長制度が女の生命力を封じるために作り上げた道徳である。純  
潔な生命力を賛美しつつ、その発展を封じるといふ自家撞着の道徳  
を、肯んじることか。

「神なる我れは、人なり、女なり」（らいてう、二巻一号）

世界の中心は我れである。新しい道徳は、「我れ」の熱誠の中か  
ら創造すべきものではないか。その創造の過程ではじめて性の泥沼  
の中に苦しんでいる幾多の女は解放されるのだ。

伊藤野枝は、らいてうに発売した『青鞥』の精神をこの論争の中  
で完璧なまでに展開したのであつた。「女は太陽である」、唯我独  
尊のこの精神にてらせば、生田花世も、原田皐月も、野枝自身も吉  
原の女もひとしなみに、いまだ解放されざる囚われ人なのである。

「ああ、習俗打破／習俗打破／それより他には私達のすくはれる  
途はない。呪ひ封じ込まれたるいたましい婦人の生活よ、私達は何  
時までも何時迄もちつと耐へてはみられない。やがて——やがて——  
と野枝の雑感は結ばれている。

その野枝の貞操感、小説「動揺」（三巻八号）の中に具体的に  
みることが出来る。これは木村荘太との恋愛事件を虚構をまじえな  
いで書いたもので、木村もまた、「魔の宴」としてこれを小説にし  
たことで有名だつた。

「若しT（辻潤）がどんな犠牲を払つてどんなに愛してくれやう  
とも、私の生活になんの同情もなく私の進むのを阻むやうな人だつ  
たら、そして木村氏が失張り同様に私を愛してくれて、Tと一緒に  
いるよりも真に幸福に……行けるのなら、私はたとひTと十年一緒  
に生活してゐたからといって、どんなにTが私の為に高価な犠牲  
を払つてくれたとしてもそれからまたTから離れることがどんなに



周囲の反感と圧迫を受けるにしても私は断乎としてTからはなれるくらしいの自信はあります」といっている。Tも同様に「私とおまへの間は絶対になければならぬ……おまへは俺と生活するより以上によい生活が出来ると思ふ。俺はその時おまへを止める資格はないと思ふ。」と応じている。愛の生活に貞操は不要ということばにはこのような背景がある。また辻から離れ大杉菜のもとに走る野枝自身の未来が、こんなにも早く彼女の中に胚胎していたことは無気味でさえある。

生田花世と原田皐月は「貞操」の問題を古い道徳の枠から解放したところで論じようという野枝の問題提起を受けとめることはできなかった。あとの「お目にかかった生田花世さんに就いて」と「懺悔の心より」には、野枝の批判に対する何の返答もなかった。

「貞操論争」がそれ以上の広がりも深まりももてなかったのは、そのあたりに原因があるう。

貴女は「十円を貰ふ為に私は頬を打たれました。生きていくといふ事はそんなに苦しい事なんですよ。」と幾度か念を押して被入いましたが、私がいくらの御苦みに御同情申上げてもそれに依って十二月号の「生きる事と貞操と」を一字でも割引きする程の私は自信のない事を叫びはしないのです。(略)「私は弱い女なんです。ほんとうに弱い女なんです」——あのお目に懸った日私の前に貴女はさうお叫びになりました。——と叫ぶ筈のものでありません。貴女の誇りは弱い処にあるらしい。(略)あの日貴女は弱い女ですと云ひながら何とか御自分の行為に価値付けやうとして被入る。そして頻りに無意識のうちに自己弁護して被入る事を御自分であの時肯定して被入った。私はそれが一番貴

女の悪い事だと思ひます。(お目にかかった生田花世さんに就いて)

ある人が私を不誠実だと云った。

その人が私を乞食根性をもってゐると云った。その人が私を生身の外廓ばかりぐるぐる空しく廻ってゐるばかりだと云った。その人が私をものを食ふ事ばかりしか知らないと言った。(略)

その人が私を破滅させようとする相手であったか。その人に私の復活したばかりの生活を打破する意志があったか。その人は私を善くし、その人は私を賢くし、更に私に悔悟させてくれる私の真実な忠告者ではなかったか。誰がそう戒めてくれる程私を愛してくれたりするか。誰が今まで私の傲慢をこらし、そして私の偏見をあらためさせてくれたか。愚かな私はその人を不正直だといった。私はその人を無智で高慢だといった。(略)

私は誠実であると自ら証した。しかし私の口が自分の誠実を証する時、誠実はもう私の鋭から飛び放れてしまったことを私は知ってゐたか。愚かな女は誰か。不誠実な女は誰か。あなたより私が苦勞してゐますと誇ったものは誰か、そしてしきりにはしたない自己弁護をしたものは誰か。(略)

懺悔／懺悔／切めては懺悔が私を救ってくれやう。悲しい悲しい懺悔の涙を掌にのせて、さうして隣人に詫び、友人に詫び、私は生き始めやう。(懺悔の心より)

「貞操についての雑感」(野枝)と「お目にかかった生田花世さんに就いて」(皐月)とを掲載した、『青鞥』五巻二号の、その編



輯室だよりは次のような野枝の感想がある。

安田さんの原稿を読んで私はつまらないことを書いたと思ひました。

けれどもそのためにあの原稿「貞操についての雑感」を引ッ込めると云うこともあんまり生田さんを馬鹿にするやうで悪いからそれは止めましたけれども私は生田さんがどうぞあの感想を平静な心でおよみ下さることを望みます。(略)

生田さんはあの問題をもって大分方々を歩いていらっしやるやうですがどう云うつもりなのかしらと首をかたむけてゐる人があります。誰も皆生田さんに同情することは事実ですが、その為めに生田さんのあの論文が価値づけられるということはなさそうです。私はそう云ふ生田さんの惑乱した姿をまともにはとても見てもおられないやうな気がします。悶え悶えてだんだん自分を窮地に引ずり込んで行くと云ふ悲しい事実が生田さんにはおわかりにならないのかと悲しくなります。

この三つの引用を総合してみると、皐月の攻撃は字面から察する以上に激しく、花世の動揺、惑乱はさらにはなはだしかつたやうだ。

この同人の間でのなれ合うことのない攻撃性とそれを受ける側の赤裸々な自己告白は、『青鞥』を支える二つのエネルギーであった。

原田皐月の攻撃的な確信に満ちた姿勢は、彼女の個性というよりも『青鞥』という場が保証していたものであった。新しい波は常に旧態という巖にぶつかるものだ。「新しい女」は旧道徳からの中傷誹謗に全身をさらしながら、それをはねかえしていくことによって「真の女」に成長していきうとしてきた。『青鞥』は攻撃的にならざるをえず、主観的にはあれ、自信に満ちていねばならなかった。

のだ。それは『青鞥』内部にも妥協性やなれ合いを排する結果をもたらし、文学的な稚拙さや、思想的蕪雑さにもかかわらず雑誌の卷々を生命感にあふれたものにしたのだった。

さて、生田花世が惑乱の果に「私の復活したばかりの生活」と書く時、「愚かな女は誰か」「あなたより私が苦勞してゐますと誇ったものは誰か」と自分を糾弾する時、彼女は「西崎花世」であったときから『青鞥』に書き続けていたぼろ大な手記に支えられていた。量の大ききでしか評価できないような手記の一行一行が、このとき始めて生きたものとして生田花世を支えたのではないだろうか。

「この頃の感想」(三卷九号)

「自己の或る心に与ふ」(三卷十一号)

「昔の男に對して」(三卷十二号)

「恋愛及生活難に對して」(四卷一号)

「我が生きかた」(四卷二号)

「真をしたひて」(四卷三号)

「得たる『いのち』」(四卷五号)

「結婚」(四卷六号)

「広がる愛」(四卷八号)―生田姓―

「嫉妬の意識」(四卷九号)

「懺悔の心より」(五卷四号)

「苦痛にむかひて」(五卷五号)

「村の精神病者と生児」(五卷八号)

「感想より追想へ」(五卷九号)

「智慧子夫人の死」(五卷十号)

「未成品二章」(五卷十一号)



「聰明な男がほしい。私の心がその影響をうけてこの心が生まれかわるまでみがき出される異性がほしい。」（この頃の感想）

「多くの男の心がほしい。それが私の心を育ててくれなくてはならない。私のこの男に対する心の飢えを精神的淫婦と名付けるかもしれない」（昔の男に対して）

彼女は自分の中の荒廃を経済的困窮のためとは考えず、男に対する飢えだという。その飢えた心が暴逆なたわむれをして、貞操などは二の次といわざるをえないような過去をもっている。彼女は自分の中の墜落にむかう衝動、野獣に墮する魂の外の暴力に敏感である。それらが彼女の人生につまりずきをくりかえさせ、生活を汚辱の色に悲哀の色に染めていく。

「自分を殺し得る心は他人にひきずられぬ心である。他人にひきずられる心は他人に殺される心である。……私は他人にひきずられたくはない。私が私を連れていこう。……『つまり』事は人の生涯の育つてゆく一つの熱だ。つまりくことは回避する必要はない。むしろ多くつまりく事をこひねがう心が人を進ませる。」（自己のある心に与ふ）

「私に汚辱のある事が悲しい。然し、また私が汚辱のために研かれて生きてゆくのを喜ぶ事もできる。」（昔の男に対して）

「生活難に苦しむか、生殖の本能に苦しむか、この二つのことが常に交互に私の前にあらはれてくる。」（恋愛及び生活難に対して）  
血にまみれた私を、鬼となった私を、汚辱の烙印のおされた面をさげて生かしていくよりしかたがない。その中でこそ、私は成長し、みがかれるのだと信じなければ、……と西崎花世は絶叫する。

「私の思想について人と論ずることを排する。私はそれを好まな

い。必要もない。」（真をしたひて）という。必要もないはずはないのだが、彼女には不可能ではあるのだから。彼女の思想——仮りに思想といえるところでも——の特色はその獨白性、ひとりよがりの観念性にこそある。人と論ずればこの文体はたちまち瓦解してしまふであろう。彼女はこの想念をノートに書きつめていく。二百冊に及ぶそのノートはもはやノートと呼ぶよりも彼女自身である。曲流する文章、破格にみちた文体は、彼女の内面の動じやすさ、傷つきやすさを何よりもよく語っているように思われる。

「私は愛したいとは思はない。私は私を愛してくれる人を思ふ。……常におほはれ、さしのぞかれ、抱かれ、いつくしまれ愛されて生きる心持をこの身にふれて私は私の可愛いく柔しくいじらしく直に生きてゆきたいと思ふ。」（恋愛及び生活難に対して）

激しく、ひりひりするような危険への可能性を体一ぱいにみなぎらせている彼女がひたすら待っていたもの、「愛してくれる」人が出現した。生田春月である。河井醉名を通して彼の申し出を聞いたとき「私は漸く人となった。私はたしかな決心をもってまことに人の妻となりたくなつた。」（真をしたひて）とノートに記した。

「私の言葉は幼稚である。しかし行ひが伴っている。私の思索は単調である。しかし心の熱があふれている。……女は太陽である。光は愛である。愛はひろがる。ひろがるほどよいものとなる。自己は他の者の命となり、他の者の命をやがて自分の命とするであろう。」  
「私は信じたい。信じる心が足りないから苦痛不安なのだ。信じる時、私の瞳はあたたか。……二人の命（夫と姑（引用者注））に対して太陽となる。」

生田と姓を変えてからの彼女には、もうあの思いつめた文体、支



離滅裂だがきらきらと輝く言葉が喪われた。独白は間のびしてくる。「誰一人火の中に潜らうとはしない。誰一人まだ中心に肉迫しない」と嘆いたのは彼女自身だったが、はじめて得たしあわせは、「火の中」でも「中心」でもなかったわけだ。彼女も多くの例にもれず結婚と共にその個性を喪失していっただけのことであった。「私の復活したばかりの生活」としてその結婚生活を宝石のようにいつくしんだのだが、「復活」したのは安定した生活であって花世自身ではなかった。「愚かな女」であり「苦勞を誇り」「自己弁護」ばかりしていた花世は、『青鞥』が育てた貴重な個性にはちがいがなかったのだったが。

「私は何時でもあなたが下ばかりむいておらっしゃるのが気に入って仕様がなのです。何故ちゃんと向き合ってもっと親しくもって大きな声で遠慮なく話して下さいさらないのだろうと思ひます。……私は時々あなたの手をグングン引っぱってドンドン駆け出したくなることがあります。……本当にあなたは正直すぎ、単純すぎ、あきらめすぎる。あなた自身は本当に美しい心をもつておらっしゃるのですけれどあなたの周囲は何時でもあんまりあなたに邪慳すぎたのですわ。本当にあなたのやうなまじりっ気のない感情をもつてゐる方もめつたにないと思います。」九州より一 生田花世氏に 野枝 (五巻八号)

「あなたにもう少しエゴイステイクで、人の悪いところがあれば……」と野枝はつづけて書いている。野枝にこのように評されてみればみるほど『青鞥』とは不思議な苗床であったのだという感が深い。花世のような個性に、あのような強い自己告白を可能ならしめた床は、たぶん他にはなかったのである。

花世に代表される『青鞥』の自己告白の系譜は、文壇の私小説のそれとは異質なものであった。というよりも、小説に形象化されえないところにその特色があるといった方がよい。あえて虚構化しようとするれば、凡庸な女学生まがいのものになった。力量の不足といふのは簡単だが、私にはそれが彼女たちの自己告白の熱さのためであったように思えてならない。「新しい女」たらんとする自覚は信仰に似て、彼女たちには『青鞥』は宗教のようなものだったのではなにか。入信の証としての自己告白は主情的にならざるをえず、熱いの上にも熱いことこそ生命であったのだ。

### 三 墮胎論争

「獄中の女より男に」 原田皐月

「『青鞥』五巻六号」

「私信」野上彌生子様へ 伊藤野枝

(同右)

「個人としての生活と性としての生活の間における闘争について」 山田わか

「『青鞥』五巻八号」

「墮胎について」 山田わか

(同右)

墮胎論争の発端となったのもまた原田皐月の「獄中の女より男に」(五巻六号)という小説であった。墮胎罪で獄中にある女が男にあってた手記という仕立てで、裁判官との問答が大部分を占めている。「女は月々沢山卵細胞を捨てています。受胎したと云ふ丈ではまだ生命も人格も感じ得ません。全く母体の小さな附属物としか思



はれないのですから。本能的な愛などは猶さら感じ得ませんでした。そして私は自分の腕一本切つて罪となつた人を聞いたことがありません。」主人公の女に云はせ、腕は切り離しても生命はもたないが、胎児はやがて人命人格を持ち得る。だからこそ親の責任も生ずるのであり、間違つたらやり直せばよいというものではない。とにかく不用意のために妊娠して了つたのだから、私の出来る限りの努力を産れてくる子に尽そうとも考へた。しかし、不用意でもあり、責任を持ち得ないと自覚していながら、産むということは恐いことではないか。

「母体の命の中の一物であるうちに母が胎児の幸福と信ずる信念通りにこれを左右する事は母の権内にあつていい事と思ひます。母が死ねば当然胎児も死ぬ運命でし、なお母の命を助ける為に胎児を殺すことは公に許されてる事の様承知して居ました。私は母の為に児を捨てたのではなく、児の為に児を捨てたのでした。……」

これがほほこの女の主張、つまり原田皐月の墮胎論である。彼女には人類の滅亡だ、危険思想だと叫ぶ法官に「人類があつてから私があるのではない」と反論し、「刑法と善悪とは別問題です。……罪を認めているものは法律で私ではなかつたからです。」といひかえす強さがある。

この観念小説には墮胎肯定論のすべての要素がもり込まれていることに私はあらためて驚く。

これに対する反論は、編輯者でもあつた野枝の「私信―野上彌生子様へ」（同じ五巻六号）にまず見られる。

皐月はお腹の中にあるうちは胎児を自分の一部だというが、胎内にある間、子供はすでに自分の「いのち」を把握し、かすかながら

不安定ながら自分の生活をもっている。だから、自分たちの都合のためにその「いのち」を殺すということは、どんな口実があろうと自然を無視したことだ、と野枝はいう。

生活の窮迫ということについても、野枝の同棲者T（辻潤）は「こんな生活に堪えられないような抵抗力のない子供ならば生まれてくるはずがない」（「私信」）という。赤貧洗うがごとき生活は決して皐月に負けないだけに迫力がある。子供は子供自身の運命をもつて生まれてくるという信念をもつたら平静な気持で産むことができたという。

「私は本当に、長い未来をもつ『いのち』に対しては心からある尊敬の念をもちます。」

生命賛美のたくましい反論であつた。これが野上彌生子宛になつているところにも意味がある。野上彌生子は「新しい生命」（四巻四号）という小説の中で陣痛から分娩に至る女の心理的経過を精密なりアリズムで描き、新しい生命をたえた。

「何処の肉を探しても、どの筋肉を尋ねても僅か十分ほど前の、死ぬばかり悶えた悩みの感じを覚えていゝるものはなさそうでありました。頭から爪の先まで凡ての四肢五体は食物に飽満した白痴のようになだぐたりして快い困憊に浸っている計りであります。」  
出産後の女の描写である。これだけでも優に墮胎論への反撃になりうるであらう。

野枝と皐月はこうして四つに組んだ形になつた。貞操の問題よりも切実で、しかも解決のつかない、だからこそより新しい思想たりうるものが求められていた論争だつた。

第四周年記念号（五巻八号）はらいてうの「個人としての生活と



性としての生活との間における闘争について」と山田わか「墮胎に就いて」とを載せている。

らいてうはまず「性としての婦人の生活（種族に対する婦人の天職）と個人としての自分自身の生活との間の矛盾衝突に対して野枝も臍月も無自覚である」ことを指摘する。自我と母性との衝突から墮胎へむかうことを野枝は不自然だといって否定したが、「その感情によって来たるところはあなたがおっしゃるようなそんな不自然だとか生命を侮辱しているからだとかいうようなものではなく、実はあなたの半ば無意識な本能的な母としての子に対する烈しい愛情そのもののあらわれだということを見逃すことができません。」

らいてうは子供を拒むのならば愛の生活全体を拒むべきであるという。人格の結合、融和の、自他の存在を忘却する靈肉の法悦絶対の境地にありながら、その結果としての妊娠を避けるためにある用意をすること、これは自分自身への侮辱であると同時にふたりの愛を汚辱することだ。墮胎よりも忌むべきいとうべき醜悪な行為であると告発する。ここには法律も道徳もない。自我という絶対の価値の前では産む、産まぬは第二義の問題なのである。たとえどのよう貧窮の中にあろうと「無自覚な劣等な女、愛なき結合から生まれる子供よりも自分の方がすぐれた幸福なものにちがいない」という目覚めたエリートの限らない自負がこの自我の絶対性を裏面から支える。しかしながら、らいてうの個人としての生活、魂の生活も出産というのでは苦しい試練に会わざるをえない。らいてうは決意を新たにせねばならぬのだった。

「私の魂と、私のもちうる限りある時間と、精力とは自分の教養と、仕事と、生活のための職業と、愛人と子供と家庭との上にどの

やうにか分け与へられて行かねばならないことでせう。私にとって欠くべからざる第一要件である精神集注を今後は一層乱されもし、減じさせられても行くことでせう。」

折から妊娠中のらいてうの切実な迷いは、野枝あての手紙という形をとって表白されたのである。らいてうにもようやくこの問題を今までのように傍観者のにでなく、観念的にでなく、自身の問題として、実生活とかかわらせながら考えられる主体的条件が整ったのである。「独立するについて両親に」（四巻二号）では「自己を重んじ、自己の仕事に生きているものは、さう無暗に子供を産むものではない」といってのけたらいてうだったのだが。

「青鞥も恋愛のシイズンから移り動いてゆくのですね」と野上彌生子は評したが、これは決して揶揄ではなかったであろう。恋愛の天空を飛翔していた新しい女たちが地に降り、根をはり、真に「重大な困難な問題」（らいてう）に、実生活上でも思想の上でもとりくみはじめたことを評価せずにはいられなかったであろう。野上は『青鞥』の、最も理解ある友人であり、その一步退いた場所からは『青鞥』の弱さも強さも正しく見えていたのにちがいない。

山田わか「墮胎について」は最も原則的な墮胎否定論である。

「出来たらおろせ」主義で性交をほしのままにされたら、悲惨の極、野蠻時代とかわらない。国家の保証がないからといって墮胎を肯定するのは、どろぼろに同情して公然と許すようなものだ。配偶者をもつのは自由だが、その結果の義務（育児）を逃れようとするのは最醜悪の卑怯である。親になる資格のないものは配偶者などもつべからず、その間の自制力すら欠いている不徳義な人間は話にならない。そういう人間はどしどし罰する法律がほしい。



「恋愛の自由と本能」(五巻十号)は「墮胎について」の読者鈴木某の批判に答えるために書かれたものである。鈴木某はいう、「父たり母たる資格を有する迄抑制云々」と貴女は説かれましたが、元来夫婦関係の生ずる根拠は恋愛にあるので其の恋愛が自由であり且つ本能の交歓を伴ふものであるならば抑制云々の意義が何所に存立いたしましうか。墮胎とか避妊とかいふものが不自然であるならば既に本能抑制そのものさえも不自然ではありませんまいか。わかは答えていう。

「墮胎避妊と本能抑制とを私は同じ性質の不自然なものだとは思ひません。墮胎避妊は將に芽ぐまれやうとする生命或は既に芽ぐまれた生命を破壊するのですが、時を得ていない本能の要求を抑制する事は、後に健全な生命を造る基なのです。つまり前者は生命の破壊であるに反して後者は生命をたくわへる事になります。……私は何処迄も、むら気な本能のために、又不完全な人間がつくった不完全な社会機関のために、人間以上の力がつくった、萬物の土基である貴重な生命が殺される事には不賛成を申します。これが又自然の法則になつたラシヨナルな考え方だと私は信じます。」

わかは『青鞥』が廃刊になつて以後も長くこの問題を論じ続けた。テクノロジーに囚われた避妊、育児調節が人間の欲望をいびつにするにちがいないという危機意識が強い。そしてそれは現代の性の、性文化の情況をみるとやはり正しかったのだと思わざるをえない。けれども、わかには女の生活の主は育児で、知識や職業は従であるという根強い思想がある。これは『青鞥』が真正面から立ちむかっていた社会のモラルでもあったのだ。つまり墮胎論争が起こる発端はその女の生活の見方に対する挑戦であつたのだから、それを前提

とする原則論は、一面の正しさにもかかわらずこの論争を新しい地点へ導びく力には欠けていた。

『青鞥』にどんどん書きもし、編輯もしながら、次々と二児を出産した野枝もまた、そのたくましい生活力によって長くこの問題にかかわっていられた。女の自立という時、当然直面せざるを得ない問題に『青鞥』も正しく直面したのだったが、扉を新しい時代へむけてひらくには、そのようなさまざまな欠陥をかかえていたのである。

私たちはいまなお「産む女」と「産まない女」との間でためらい苦しみ、分裂している。『青鞥』が果せなかつたこの問題をその後切り込んだものは誰もなく、大正期に未解決のままに残されたものを、現代が未解決のまま受け継いでいる。と考えると『青鞥』は速い過去ではなく、私たちのすぐ後、いや私たちの中にあるといつてよいのかもしれない。

#### 四 婦人運動論争

「傲慢狭量にして不徹底なる日本婦人の公共事業に就て」

伊藤野枝

(『青鞥』五巻十一号)

「日本婦人の社会事業に就て伊藤野枝氏に与ふ」

(『青鞥』六巻一号)

「青山菊栄氏へ」

野枝

(同右)

「更に論旨を明かにす」

青山菊栄

(『青鞥』六巻二号)



「再び青山氏へ」

野枝

(同右)

次男の産後、もしかしたら産褥の中であつたかもしれない、伊藤野枝はかねがね腹にすえかねていた婦人公事業家を痛罵した。「傲慢狹量にして不徹底なる日本婦人の公共事業について」(五巻十号)である。

『青鞥』に当時最も敏感に反応したのは女子教育家であつたが、これも野枝には許せない人種であつて「下田次郎氏に」(四巻七号)では、「あなたは社会からみはなされることに恐怖でいっぱいだ。尊敬もうけ、立派な見識ももちながら社会と一しよに動揺してゐるのは痛ましい限りだ」などという冷酷な評をしている。また「下田歌子女士へ」(四巻九号)では「偏狭な頑固な日本の女流教育家くらしい呪ふべきものはありません。あなたの国家主義も唾をかけるほどのぬうちもない。そんな新旧の折衷主義では、やがてすべて見放されるだろう。」などと云つてのける。

有識者、有識婦人の教育事業も慈善事業も野枝にとってはすべて傲慢で偏狭、名譽欲のための虚栄としか見えない。

「若しも真実にそれ等の婦人連が公共事業と云ふものに対して興味をもち働く心があるのならば寧ろそういう臨時の慈善事業は自家のそれぞれの仕事として充分である。……真実に彼女等が自分たちの暇と金とを利用して社会の為に働かうと思へばちつとしてゐられない程いろいろな処から手招きされるのが見えるにちがいない。

処が彼女等の第一の自己に対する信条は貴婦人だと云ふ自負の心である。彼女等は自ら高く社会の上位にあるべきものだとその心をおつて忘れたことがない。彼女等が多くの人に向つて与ふるものとは

ただ物をほどこすと云ふこと以外の何でもない。彼女等はそれを自分の位置に附属する一の義務として——税を払つてゐるつもりなのである。この場合彼女等の所謂慈善は彼女自身をも他の者をも侮辱する最も傲慢な態度である。彼女等は教養あり思慮ある人々と見做されてゐるがその実は彼女等は社会といふものに就いての——もっと深い意味で云へば人間の生活と云ふものの根本義について全く無智である。傲慢と無智とは何時も道連れである。」

こうした辛辣な批判から「婦人矯風会」批判に及び、その矯風会の公娼全廃というスローガンを嘲笑するのである。

花柳界の女や娼婦の仕事が成り立つには、男子本然の要求と長い歴史がある。そのプロセスを無視してたとえ六年を誓つたとて十年を誓つたとて廃止などできるものではない。さらに矯風会は公娼のみを問題にするが、私娼の流す害毒はどうなるのか、という。末尾に至つては論拠の危うさが目立つ長い評論なのであつた。

この後半の論旨の乱れを鋭く指摘したのが青山菊栄「日本婦人の社会事業に就て伊藤野枝氏に与ふ」(六巻一号)である。

菊栄は「私が青鞥を手にかすることはごく稀れなのですが、その時にはあなたのものを見のがさずをります。私はあなたの議論に敬服するよりも、あなたのわき目もふらぬ一心な態度に引きつけられて居ります。幼稚であろうと大ざつぱであらうと心からの叫び程尊いものはありません。あなたに前条の欠点はあつてもそれは智者とか学者とか云はれる人々の取り済ました悟り顔とは比較にならぬ微瑕にすぎません。斯ういふ様な訳で私はあなたが好きなのです。」と書き始めている。そして日本の遊廓制度、公娼制度について調査した結果を挙げて、いかにそれらの制度の害毒なるかを展開した。



「一切の売笑婦の供給を断つ為めには社会の改造が必要です。無智と貧乏が凡ての醜悪な行為のもとなのですから。それから一つは男の身勝手ですね。どうしても之を制さなくてはなりません。……売淫制度は不自然な男女関係の制定に伴って起ったもので男子の先天性といふより不自然な社会制度に應じて出来たものなのです。女の抱束の度に比例して隆盛を極めるものなのです。ですから女を自由にすれば自然消滅せざるを得ないものなのです。……いかに男子本然の要求であっても女子にとって不都合な制度なら私は絶対に反対いたします。」

野枝をあざやかに批判してのけた整然たる反論であった。「凡ての社会制度は人間が作ったものであり、こわしたい時にはいつでもこわせるものであることは古今東西の歴史に現はれた大小無数の革命が証拠です」と社会科学の歴史発展の法則性を提示してみせた。野枝にとっては友愛に満ちた教示といふことができる。

同じ号で野枝は「青山菊栄様へ」を書いた。あなたはあんまり理想主義者でいらっしやいます。片意地に聞こえます。「あなたは人間の本当の生活と云ふものがそんなに論理的に正しく行はれるものだと思つてあらっしやいますか。」と反問した。「男子本然の要求だからといって同性の蒙る侮辱を冷然看過したとあなたはお賞めになるけれども、看過せないとどうします」というのである。

微瑕どころか、欠陥の大きいに目立つ弱い受け方であった。

「人間が造つた社会は人間が支配する、と云ふお言葉は尤もに聞えますがその人間を支配するものがありますね、その人間を支配するものが矢張り社会も支配しはしないでせうか。社会は人間が造つたのでせうけれど、人間は誰が造つたのでせう？果して人間は何か

ら何まで自分で自分の仕末のできる賢い動物でせうか？」  
おしまいには、うるさいじやありませんか、とか、面倒臭いからとか、やぶれかぶれなのであった。

「更に論旨を明かにす」（六巻二号）で菊栄はさらに綿密に分析展開した。この整然たる理路は、『青鞥』においてかつてみられなかったものである。公娼私娼についての統計的な資料を提供し、売淫制度の社会的政治的意味をのべ、売淫に対する社会適念の誤謬を指摘した。さらに野枝の「社会制度は粘土細工ではない」との論に対して、諸般の制度は少数の権力者が自己の利益のために造つた「粘土細工」に他ならないのだが、それを根の生えた石造りのようにしてみせるのだと反論した。「私共の戦ひの相手は粘土細工そのものではありません。粘土細工を石造りと信じしめる様な人及其の思想に外ならないのです。」

社会は自己の一部であり、自分もまた社会の一部であつて、人間は孤立して自己の生活を築けない、侵さず侵されぬことが個人主義であるからは、無知無自覚なるが故に人を侵し人に侵されながら覺らずにいる人々を目ざますことは個人主義を徹底させること、個人の権利を侵すことではなく、尊重することだと述べ、各自互いに啓発し合い影響し合うことによって生長もし社会も進歩するのだと結んだ。

みごとに論理であつた。野枝には反ばくの余地がなからうと思われる論文であつたが、野枝は黙っていなかつた。

「もう一度書きます、もうこれでおしまいです」という「再び青山氏へ」は感情的というより、冒頭から激昂した文章である。

「私は先づ自分の意力を出来るだけ自分のためのみ駆使したい



と思ひます。そうして後にもし、自分の意力が生み出した自分の生活が人間の共通点や類似点と云ふものによつて他人のそれを啓発することができれば私にはこれは立派な一つによるこびでありませう。私が自分の感想を——貧しい、下らない——発表するというのは、その意に他ならないのであります。……私は現在の社会制度に対しては、あなたと同様に不幸と不満と憤激をもつてゐます。あるひはあなた以上に、もっと反抗心を持つてゐるかも知れません。けれど、今の私はあまりに自分の生活の健在を祈つてゐるすぎなのです。……若し私が今日迄家庭生活と云ふものを知らなかつたら、私は真直に反抗心の火の手をあげたかも知れません。幸か不幸か、私は人間の親になりました。私は子供を出来るだけ、幸福に、立派に育てたいと云ふ本能のために、先づ自分と云ふものから省みて行かなければならぬになりました。私はできるだけ自分に無理をしたくないのでその本能的な生活にひたすら没頭してゐます。けれども私の頭の中から全然その不平や不満が逃げたわけではなく、此度は方向をちがえてこれから生れていかうとする子供のためにまた社会制度にぶつからねばならないのです。……唯現在ではそうした外的な運動をするには私はあまりに、自分と云ふことにこだわりすぎてゐますので出来ませんのです。自分の生活のぐら付きそうなのが気になつてとて他人のことに積極的な手出しが出来ないのです。つまり意気地なしだと云う事です。私の情熱がまだ其処に生き甲斐を見出す程に炎え上らないのです。」

ここに至るとやぶれかぶれては無い。理論に対する理論の反撃ではなく、実生活の姿勢による反撃であつた。

菊栄の論理の折目の正しさ、細かさ、美しさは『青鞥』にもっと

も欠けていたものであつた。その点で菊栄の発言はいくら評価しても評価しすぎるといふことはあるまい。野枝には受けるべくして受けた反撃、出るべくして出た批判である。菊栄は野枝のあいまいさ、狭い主情性、知識の誤謬をあますところなく指摘した。あくまでも科学的正確さで。しかし「互いに啓発し合ひ影響しあふことによつて生長もし」たであらうか。菊栄には野枝の至らなさしかみえなかつたのではなからうか。野枝に自分のどこを攻撃されているのか、はたして啓発され、影響を受けるほどにそのことを自覚したであらうか。正論がもつ弱さ、教示者、優位者にまぬがれたい狭さをもつて終始したのではないか。

野枝はその正しさをこそ批判したのである。そのような正しさによつて自分は決して救われぬ、自分のこの今の苦しみは解決されないといふことをいい続けたのである。

『青鞥』の編輯をひきうけたのはよいが、限界にきていることが彼女自身には一番よくわかる。だからこそ「これだけは絶対続ける」と宣言してゐるのであつた。彼女はそれを誰よりも自分にむかつていいきかせねばならなかつたのだ。大正二年の一月号二月号——この論争を掲載した雑誌だが——は、それまで表紙にしていた奥村博の絵をとり去つて「読者諸氏に」という編輯者の訴えを全面的に刷り込んでゐる。

「この雑誌は苗床としての価値より他には何にもありません。此処に芽を出した苗がどんな処にうつされ、どの苗がどう育つてゆくか——未成品——と云ふことに興味をもつて下さる方に初めてこの雑誌は雑誌自らの存在の意義を明らかにするのです。私はかう云ふ負け惜しみを理屈を楯に何と非難されても相変らず貧弱な雑誌を巻



きずにこしらへてゐるのです。——編輯者——

こんななりふりかまわぬ雑誌が、こんなひたむきな雑誌がかつてあつたらうか。

この編輯者、野枝にとって、「無知無自覚なる人を目ざますことは個人主義の徹底」などということはおよそ空疎であつたにちがいない。たしかにそうではある。しかしいっただいどこをどうすれば目ざますことができるのか、目ざまして『青鞥』に結集させることができるのか。野枝には目ざめない人が悪いのだとは思えない。自分の力のなさだとしか思われぬ。「自分の意力を自分のためにもみ駆使」して強くなる以外に、この窮地から脱することはできない。さらに家庭生活の崩壊は時間の問題となりつつあつた時期である。野枝の師であり、愛であり、いのちのすべてであつた辻潤に従妹とあやまちをくりかえすというような事件があつた。「私の生活の健在を祈つてゐる」という野枝のことばにはこのような決して健在ではなかつた生活の中で健在たらんと自分を律せしめるためにいわれたのであつた。「偶感二三」（五巻七号）はその苦悶を伝えている。

「二人のふとした出来心であるとして、二人の過ちにしやうとした。併し私の穩やかな顔色を伺つた二人は却つて二重に私を踏みつけた。私の真実を踏みじつたことに対して二人は何の感情も表はさない。私の苦しみは極めて安価に眺められてゐる。それは私をどうしても二人の愛がさうした一時のいたづらな出来心からではなく本物でなければならぬと云う結論を導いてゆく。」それでいて彼女の愛はだんだん喰ひ入るように深くなつてゆき、彼が眼前にある間はすべてを忘れるのだ。

その彼は、野枝の社会問題への覚醒、社会悪への義憤を嘲笑する。

それは辻潤の個性でもあつた深いニヒリズムなのだ。こういふことで野枝はつき落されるような思いを味わねばならなかつた。いったい誰が悪くてこうなつたのか。「男の身勝手手制さなくてはなりません」というが、菊栄は男の身勝手手を知つてはいまい。「制」するなどと、この不可解な男と、なすすべのない女を隔ててゐるこの淵の間で、何の力があるのか。菊栄はこの無力感・絶望をどうして知ることはあるまい。

それから子供。この煩わしく、切なく、身にまとわりついて自由を片端から奪っていく、このいとしいもの。「女子にとって不都合なものは敵」というのなら、この子供は敵なのか。まどけない顔で自分だけを頼りにすがつてくるこの小さきものは、ちやうど野枝の苦悩の嵐の目のような位置にちんとおさまっている。やがて「子供のためにまた社会制度にぶつからねばならない」とことは予感されるけれども、今はまず保護してやらねばならない。

「私の情熱はまだ炎え上らないのです。」というのもたぶん反語なのであろう。彼女の中にはすでに新しい自分が、アナーキズム運動へとび込んでいこうとする自分が飛翔のときを伺つていたので、なかるうか。辻潤から去り、大杉栄と共に生きようとする決意の炎が「炎え上らないのです」ということによつて辛うじて自制されていたのでないだらうか。

野枝のこだわりとは、ほほこのようなものであつた。経済的に没落したとはいへ、女子師範一回生の母をもち、家庭の中で父母と共に社会政治を論じあうこともあつたという菊栄、津田塾で英語を学び、大杉栄にフランス語を学び、平民講演会などにも参加し、広い学識と豊かな感覚とを育てていった菊栄。この絵にかいたような知



性派には、野枝のこのようなこだわりは無縁のものであったろう。

「社会制度の不自然さに応じて出来た」ものが売淫なら、私も娼婦だというのが野枝のリアリズムであった。菊栄の理想主義と野枝のリアリズムとの対決であった。

理想主義は古びやすいがリアリズムは常に新しい。菊栄の論理の美しさにもかかわらず、野枝の方にひかれるのはそのゆえであろうか。菊栄のことをそのまま借りれば「幼稚であろうと大ざっぱであろうと心からの叫び程尊いものはありません。知者とか学者とか云はれる人々の取り済ました顔とは比較にならぬ」魅力をもっているのである。

しかし『青鞥』以後の婦人運動は、菊栄の正しさに導びかれ、宮本百合子の正しさに受けつがれていったといえよう。野枝的な激しさは、菊栄の冷静さに対しては弱さでしかなく敗れていったのは歴史の必然だったのであるが、それにしても婦人運動が生活者の肉眼を切り捨ててことで理論の上をつっ走しれたのだとしたら、その発展とはなんと心さびしい、狭いものであろう。

菊栄や百合子のような、たとえれば聖女によって担われた婦人運動の弱点は、野枝の直感によって『青鞥』の最終号ですでに見抜かれていたのではないだろうか。

「婦人としての解放は、人としての解放」という形でしかありえないといったのは福田英子「婦人問題の解決」（三卷二号）だったが、そのとき、人間をどう理解するかが、野枝と聖女たちとを分けていた。野枝の「人間は自分で自分の仕末ができるほど賢い動物」だろうかという反語は、社会運動のアキレス腱への永遠の呪文ではなからうか。

これが『青鞥』の最期であった。

「女性は大陽である。日々新しいものは大陽である」とらいてうはいつた。しかし「大陽」にも沈む時がある。らいてうは大陽を一日の周期でみることはしなかったのだが、『青鞥』という周期には「落日」があった。さまざま明日を孕んだ熱い落日であった。

貞操論争、墮胎論争、婦人運動論争はこのようにおこり、このように終熄した。どの論争も、論争といいうるほどの展開も発展もなかったという点で共通していた。しかし、女の問題の「愛」における、「母性」における、「社会」におけるありかを正しく探りあてているという点でもまた、共通していたのである。



## ベトナム女性についての覚書

寛 久美子

今ベトナム全土は、アメリカの軍事力によって理不尽にふみにじられ破壊されている。とりわけ北ベトナムに向けられた北燧ぶりは、日本帝国主義の中国侵略時に行された悪虐非道の三光政策（奪いつくし、焼きつくし、殺しつくす）をはるかにこえるひどさである。だが、おどろくべきことに、アメリカ帝国主義のこの「強盗の論理」によって全土を荒廃させられ、数えきれぬ同胞を殺されながら、それでもどこからそんな力がわいてくるのかと思わせるほどのわばり強さで、ベトナムの人々は徹底抗戦を持続しているのである。当り前のことのように思いがちだが、よくよく考えてみればこれは実際大へんなことである。

私が中国にいたとき接した同じ宿舍のベトナム人は、どの人も小柄でキャシャな感じで、しかも小さなやさしい声でもの静かに話す男たちであった。よく町でみかけた沢山の留学生男女も一様に小柄で子供っぽかった。彼らのような小柄な人たちが、あの巨大なアメリカ人と互角に相撲をとることさえあり得ぬことのようにみえるのに、あらゆる近代兵器を駆使しうる、物量ともに世界最大のアメリカ軍を向うにまわして、この小さな貧しい国がたたかいつづけているという事、しかもその巨大な敵を長い間テコずらせているという事は、とても信じにくい、しかしそれだけに又胸のすく、すばらしい事実ではある。

今でこそ、世界的な世論はアメリカに批判的だけれど、つい最近まではむしろ、世界の諸列強に袋だたきにあっていたベトナムではないか。それでも参ったといわぬどころか、敢然と攻撃をはねかえし、頑張りつづけて屈服することを知らないベトナムである。

ところが、そうしたベトナムの民族歌舞団が中国を訪問したときみせてくれた芸能のかがずが、それは又びっくりするほど優雅でやさしく、のんびりしたものであった。それはあたかも、彼らの愛する竹のようにしなやかな雰囲気のみちていた。文字通り戦火の中を駆けめぐっているはずの彼ら彼女らの演ずる芸能のそれよりも、むしろ戦火を直接あびていない中国の日常の芸能の方が、ずっと戦鬨的で緊張していたのと、きわめて対照的にみえたのが、今も私の印象に強く残っている。ベトナム人民のたたかいを支持する多くの報道が語るように、「正義のある側に必ず最後の勝利が訪れる」という言葉はその通りで正しいと思うけれど、血を流し命をかけてたたかっている彼らのこの余裕は、悲惨でつらいことばかりだった戦時下の生活を経験している私たちの戦時方程式にはやはりなかったもののような気がする。そうしたことを考えた場合、ベトナムはどうもふしぎな力をもった国だと思うのは恐らく私一人ではないのでないか。神秘的だというのでなく、これにはきつとワケがあるはずだと私は思っていた。昨年来、そのワケを解く一半の理由をき



く機会があったので、それをかきとめておきたい。

戦争のない平和な日常のくらしというものを、生れてこのかた味わったことがない人々の国ベトナムでは、戦時下で男女が怨をし、子供を生み育て、働らき、銃をとっている。はげしい北爆にさらされてくる北ベトナムの人々はしかし、私たちの予想を全く裏ぎつて明るく楽天的である。その中でも彼らがアメリカにあれだけやられながらネをあげずに頑張りつづけられる一つの理由に、ベトナム女性が大変に強いということがあるのだそうである。たしかに、記録映画をみても、写真集をみても、視察団の人たちの報告をきいても、ベトナムの戦士たちの中にはあどけないお下げ髪の女性がいつも沢山いて、びっくりするような戦闘をしている。それはかなりよく知られた事実であり、女性ばかりの前線部隊も珍らしくはないという。非戦時国のキューバや中国の女子民兵でさえ、女性が銃をもつことに異和感を抱くのが普通の私たち日本人にとって、小銃でアメリカの戦闘機を撃墜したり、地雷を敷設したりするベトナム女性の活躍ぶりはまさに驚異である。抗日戦時代の中国や朝鮮の女性たちの活躍を知らぬわけではないが、それにしてもこのベトナム女性の明るい顔と、大量の軍事参加はふしぎである。

かつて竹槍でB29との対決をせまられたあげく、日本帝国主義の末路とともにいたましくも自決した沖繩の「ひめゆり部隊」も、うら若い乙女たちの部隊だった。私たちの戦時経験の中では、女、子供はとりわけいたましい、あわれな無力な存在ではなかったか。だからむしろ、ベトナムを侵略している加害者の国アメリカで、夫や恋人、息子を戦争にかり出されてなき怒る女たちの声がわき立つ

ているという話の方が、私たちにはよほどよくわかるのである。アメリカでは、女たちがまずこの戦争の被害者であるという意味で、被侵略国ベトナムの人民といやおうなく連帯できる条件をもっている。かつての日本の女たちは、中国侵略にほとんど反対の声をあげはしなかったが、いまやすでに少なからぬアメリカ女性がベトナム侵略に反対の声をあげているのではないか。あえて乱暴ないい方を承知というなら、それだけでこの戦争の勝敗はすでについているのである。しかし、もっと客観的な観察をつけ加えるなら、こりもいえるのではないか。この戦争は「男たちがよその国へ出かけて行っただけで、大さわぎする女たち（アメリカの悪質な誰かがいいそうなセリフだが）」と、「昼夜をわかたず頭上から爆弾をなげこまれる中で、愛するものの命を奪われ自分自身も傷つきながら、それでもニッコリ笑ってせつせと生産にはげみ地雷埋めや対空砲の腕をみがく女たち」との勝負でもあると。

ところでこのベトナムでは、歴史的な民族英雄といわれる人の半数くらいは女性であるということを書いた。そういえば、南ベトナム臨時革命政府の要人、グエン・チ・ピン女史も女性である。民族の運命を決するような国際交渉の舞台に、欧米先進諸国や日本の女性が登場したということばかりではない。これは大きな意味をもつことではないだろうか。

一体に、ベトナムの女性は我々の社会的常識である男尊女卑のあしき伝統にうちかわれた庇護者的弱々しさがなく、明るくたくましく勇敢なのだそうである。おどろいたことにアオザイに長い髪をたらししたキャシャで小柄な彼女たちが時に男たち以上にたくましく強いという。そして又、この国の男たちは実に小まめでやさしくよく



気がつく働きのものだといふのである。こうした評価は私たちの国の男女への定評とかなりちがう。むしろ逆の感じがするではないか。なぜそうなのか、それはホー・チミン以後の新しい男女像だといふよりも、もっと長い歴史をもつていそぐだというのが、ハノイから帰ってきた私の親友の観測であつた。男尊女卑のアカガしみつた国では、たとえ革命が成功しても、男女評価のこうしたあらわれは、五十年くらいで生れるものでないから、私もその観測に同感である。革命後二十五年を数える中国の最近の文献にも、女性幹部を育てることに消極的な人びとの女性観が「若い娘はベチャクチャおしゃべり、子供をうんだらモタモタとして、年をくつたら本筋それで、女の幹部はやはりダメ」といふ通念に支配されている話が紹介されている。

民族の危急存亡の際に献身した英雄として尊敬される女性があり、今も又、民族独立のためのたたかいに女たちが男と並んで光彩を放っているといふこと、我々の社会での男女のありようをさかさまにしたような関係がごく自然に生きているといふベトナム・粗衣粗食の日常生活で、男も女もなく戦争にうちかかって生きているベトナム、それが急に十年前からそうなつたといふのでなく、ずっとそうであつたといふのはどうしてだろうか。私の親友は、それはこの国が独立した歴史をもつたことがないからではないかといふ。アメリカの干渉が始まる以前、フランスや日本の植民地であつたベトナムは、さらにそれ以前は漢民族の中国に支配されてきた国である。ベトナムの人々は先祖代々、他民族に君臨支配されて、自立した歴史と自立した文化を育てることを奪われ、いわば奴隷のくらしを強制されてきたのであつた。それが逆に、自立した文化を築くと同時に父権

の拡張と絶対化、女性の従属化を強化させていった支配国（たとえば漢民族の歴代国家）でのような男女関係が発展しにくい条件となつたといふ推論を可能にする。

この推論は、本研究会の会報によせられた脇田晴子氏の「父権の成立・女性の従属についての覚書」（一九七二年一月二十日・婦人問題研究第十号）にヒントを得たところでもある。ベトナムの人々は、少数の族長クラスの男性や女性のほかは、ほとんど被支配の国の共同団員として同格の男と女であるという歴史の中から、ホー・チミンの革命時代に入り男女同権を確立した今日を迎えたのではないか。せいぜいが「ベター・ハーフ」といふ装飾的位置づけを与えられているにすぎぬ「文明先進国」のめぐまれた女たちのもろさくらべてみるなら、これは女たちがくずれようのない、又つよさを失いようのない基盤である。

だからこそ、ベトナムの人々は、真の民族独立のために、けがされ歪曲されることのなかつたよき伝統をそのままに、男女協同してたたかひぬいていけるのだと。だからこそ、ベトナムはめっほう強く、へこたれないのだと。かくて、お互いに貸借や支配従属のない男女関係のあるところ、偉大な事業も、真実可能なのだと——私は思うのである。

たたかうベトナムの女性に栄光あれ

和平協定調印近しの報をききつつ

一九七三年一月二十日記



## 性意識再考

佐野明子

生きることの核存在としての性という認識にたつて今一度女を考えてみようではないか。例えば現代の作家河野多恵子の文学を読めば、女という性をもつ人間の内部が恐ろしいほどの迫力で描かれているのに驚く。この極くたやすく生きていることがこれほど凄いのなのかと気づかせ噓らせてくれる。時には性の荒廃ではなく、性の悦びの認識として、『回転扉』はその意味で衝撃を与える小説であった。

中年の再婚同志の夫婦生活のなかで、妻が「実際にはまだ異性への関心は衰えていないだろう」とおもっていて、それなのに「異性に対する一般的な関心さえもうありなしの状態になっている」と、自らをそういう風に錯覚させねばならぬところまで自信を失っている自分に気づく。そして彼女の内に不意の反抗が起った。それは妻真子の場合、異性を感じるために性交に至った場合には、無意識であろうとその欲びの象の予感があったと思わせられるような「情感の張り」がなければならぬ、と考えているのだが、それがいつのまにかすっかり喪失してしまっている、あるいは眠り通しになっていたのでないかという気づきに始まり、想像の世界に具体的イメージとしての口腔性交にとりつかれる。それを得る唯一の方法で女が「五体のほかに自分の未知の新しい部分が生じたような」歓喜を得たいと願いはじめ、更に「彼の欲びの像に鮮やかに衝かれたたい」

という誘いに捕えられ、その方法をひたすら追い求めたとしたら、必然的に多くの男を積極的に求める傾向を帯びるのだからかという想像が生じてきた。これは女の性の深いところに関わる問題として今迄に味わったことのない直接的で強い問いかけをしてきた。

性のつながりには命あるものが感知できる精神的肉体的意味があるはずである。それを「情感の張り」といううまい言葉で表現しているが、日常生活のなかでそれを求める意識すら眠ってしまったと気づいた時から、真子の「情感の張り」を求めずにはおれぬ衝動が生じたのである。性に関しては深く内攻してゆくものだが、女の場合何か測り知れぬ生命力と結びつく予感があって、それだけにその内攻は不気味でもあるのだ。

作者はこの作品についての対談で、「この世に存在することの、『味わい』が非常に好きなんです。このなかで、『非常に深く愛し合うには及ばないから、不仲にだけはなりたくない』と主人公は思いますが一口で言えば、そういう状態を『肉付きの悪い夫婦』と私は称したわけで、結局肉付きの悪い夫婦としての一つの真実みたいなものが出せればと……」とさり気なく言っている。日常生活のなかに潜んでいる部分をもつ存在の重さ。ここでは「性に対する彼女の認識せぬ更新」をみる時、これは従来の抑圧され、また自ら目を閉ざしていた女の性意識の自由な飛び立ちに一つの刺戟を与



えるものとして確かに面白いと思つた。これを基調にしておもいを巡らせば全ての煩わしい規制は忽ち崩れ落ち、一時樂園に遊べるかと請け合ひである。女が性のもつ意味を自身の生命に等しいものと考えだすとすると、どういふ風にと表現出来ぬが、女は確かに變る。過去を振り返ってみるに、こゝういふ大それた事態を恐れたが故に、社会制度上及び思考上へすら女への干渉が種々あったのではないかと思ふほどである。少くとも思考に關して何の制約も受けたくない今の時点で、性を生命とはつきり結びつけて、陽のあたる所で真面目に感じ考へてみよう。そうすると、そもそも男と女が何を接点にして結びつくのかといふものごとの原点へおもひは戻つてゆく。

絶對的に自信をもち重要と考へている精神面での繋がり、意識の裏側にあらしめていられるような性の繋がりについて、どちらも真剣に謙虚に考へすぎると己れの足もとが崩れ落ち深く沈みこんでゆく氣持がするに違ひない。

ともあれ真正面から性に向きあつてみることに、これは人間解放の一つの重要な道になる。この世に自分が確かに在ること、生きていく美感を味わう意味でさまざまな性意識の思考はきつと悦びの可塑性となり得るだろう。生きていくといふ実感は自分の志向にそつて生きようとするあらゆる思考の源泉となるものと思へるからである。しかしそれが救済となるか絶望となるか虚無であるかは人と時それぞれであり、芸術の創造世界にさまざまみることが出来る。河野多恵子の女の性へのしたたかなさぐりの入れ方、執拗さによつて作品にあらわされた性への関心は読者に確かな手ごたえを与えた。それは生の根源の子宮を内臓するものとしての目の確かさ、その感性及び思考によつて、女の生きざまを探るうとする作者の壮絶な力

によるのだろう。

さて、生涯の創作活動を性にかけた作家にイギリスのD・H・ロレンス(一八八五—一九三〇)がある。「現代は本質的に悲劇の時代である。だからこそわれわれはこの時代を悲劇的なものとして受け入れたがらないのだ。」とは『チャタレイ夫人の恋人』(一九二七)の書き出しだが、彼にとつて現代の悲劇とは現代人が性を汚ないもの、恥ずべきものと意識してそれに目を覆ひ、あるいは歪んだ形において性を享樂的に扱うことに我慢ならなかつたことである。彼は人間の生の根源としての性を何よりも重要視する。それは暗黒の神々のものである純粹に情熱的な性への絶對的信頼ともいえるものである。そこにおいて男女両性の理想的統合關係を探究したのであるが、そこへ至るまでには大きな問題があつた。ロレンスは女の生命力や支配欲、所有欲への大きな恐れに責められたのであつて、それらへの対決と、融合への苦闘が数々の作品の中であらわされた。ロレンスの性の探究はまず男女間の自我の主張によつておこる葛藤にあらわれる。しばしば死闘とさえ言えるほどのもので、例えば発禁処分を受けた『虹』のアーシュラとスクレベンスキーの關係は凄まじい。二人の最大限の自我の主張、それを打ち倒したい欲望からの対立、また、肉体の融合でも女は男という人間から得られるものを超えて、月との交歓に陶醉したりする。他の作品においても女の生命の燃焼が宇宙なるものと一体になる現象が度々描かれている。測り知れぬ偉大な力を有するものとしての月に女と關連させることによつて、手も足も出ない男性を描き出すのであるが、ここでもそんなアーシュラの前ではスクレベンスキーの存在は粉々に碎かれ、逃げ出す以外は死を意味する。男にとつて女は暗黒なるものであり、



挑戦であり、恐怖の存在である。作者は男女の精神的調和と性の調和の不可分な結びつきを求めながら、絡みとぶつかり合いを執拗に書いてゐる。

ロレンスの男女間の理想的結合の探究は『恋する女たち』にすめられる。作者の代弁者らしい男パーキンが恋人アーシュラの体内に焼える白い焔のようなものに迷われ、女も男のなかに驚嘆すべき生の躍動をみる。ところが恋愛感情が深まるにつれて男は女たちの好きなあの愛情だの、結婚だの、子供だの、家庭的な夫婦生活の満足だのという関心にやり切れないと言う。彼は性の結合を信じていたがさらにそれを超える結びつきを得たいと思つてゐるのであつて、そこでは男も女もそれぞれ一個の存在となり、この二つの純粹な存在がおたがいに他の自由を尊重し、相互に均衡を保つことを夢みていた。そこには赤裸の、非人間的な究極の姿がある。ここでは性の衝動に従うのみ、ただ根源的な慾に従つて各々が奪いあうと言う。このパーキンの発言はロレンスのこの時点での男女の理想的結合關係を表現しているとみられる。しかし女から見れば理屈を述べたての日曜学校の教師みたいな滑稽さとまじめさを男にみるだけで、二人の間にはまたしても争いが続けられる。男の側からみれば、愛情關係での女の所有欲の貧慾さと自尊心への憤りである。全てのものが女、万物の偉大なる母へ帰らねばならぬことへの根強い反撥であつた。このように書けば男女の相容れぬ争いばかりを強調してゐるようだが、争いの後の盲目的な奪いかつ与える「決して知的な概念に訳すことのできぬ生命に満ちた官能的美存」の結びつきを持つて二人が描かれてゐる。そしてまた、実生活での妻フリーダとの間の闘いとそれを超える愛と戀いを求め続けただるうロレンスをおもう

ことができる。

性愛描写が芸術か猥褻かで余りにも有名になつた『チャタレイ夫人の恋人』はそのようなまなましい葛藤を越え、いのちある人間として自然な昂まりの性の結合をロレンスの思想性を存在させながら書いたものである。『恋する女たち』でみた「決して知的な概念に訳せぬ官能的美存」という表現すら言葉にとどまらざるを得ないのであつて、そこをさらに表現し尽さねばならぬのであつた。チャタレイ夫人の恋人の森番メラーズは言う、「僕は暖かい心というものを信じる。恋愛から生れる暖かい心、その心でする交わりという力への絶対的信頼をもつていたから、彼にとつての性の結びつきは人間の新生でありうるのは当然であつた。それを求めるために、『チャタレイ夫人の恋人』にいたつて、ロレンスは体の内から湧きあがる精神的、肉体的な「やさしさ」を人間に求めたのである。

ロレンスが書き続けた性の問題とその表現は当時の多くの人々にとって狂気であつて様々の悪評があびせられた。彼にとつてまさに性を恥ずべきものとみる悲劇の時代だつた。それでは現代の性はどのように把握されているのだろうか。性という字は露骨にライイトにさらされてゐる感じがするが、それをどのように人間のなかに存在せしめるのか戸惑うときに、生命への讚美と、精神的肉体的「やさしさ」を希求したロレンスの文学に目をむけることから、一つの方向を得られるのではないかとおもう。

またはじめに述べた『回転扉』のなかから考え及んだ、女の内部から発生してゆく性の意識の目覚めと不意の反抗がどういふ展開をしてゆくのか、これは確かに大きな問題だといふ予感がする。それ



は性のことだけにとどまらず、女の生命力と結びついて女のあらゆる思考に関連すると思われるからである。

## わたくしの体験から

### 看護婦の道を選んで

村 田 隆 子

昨年十月二三日朝のNHKテレビの番組に大阪のある国立病院の看護婦が、看護婦のために二四時間保育所の設置をしてほしいという訴えを寄せていた。昭和三八年に全医労が提出した「行政措置要求」に対して昭和四〇年に人事院は「看護婦の夜勤日数月六日以内、複数夜勤とすること」という判定を出したが、その判定の完全実施にはほど遠い現状の中でママさん看護婦が働きつづける条件はあまりに厳しい。月十日を越す夜勤、過重な労働は育児や家庭生活の面に支障をきたし、既婚者の離職を余儀なくさせ、さらに人員不足に拍車をかける悪循環をくりかえしている。私自身、准看護婦から看護婦、そして保健婦への道を歩む中で日本の医療制度、看護制度のひずみをいつの間にか肌で感じるようになっていた。

私は大平洋戦争も末期の昭和一九年一月に大阪に生まれた。戦災で家を焼かれ、一家は父の故郷である兵庫県中部の山村に疎開し終戦を迎えた。戦後の生活苦がもとも丈夫でなかった父の健康をおかし、私の幼い日から父はいつも病気がちであった。全くの都会育ちの母にとって田舎の生活は何かにつけて気苦労であったにちがいない。母も決して丈夫ではなかった。そんな中で昭和三五年二月中学卒業をひかえ私は高校入試に先立ち、家から三〇キロ程離れた

高原の国立療養所附属准看護学院の入試を受けた。当時その准看護学院への入学は地元のみならず、兵庫県全域から集っていた。競争率は約五倍、受験生は兵庫県全域から集っていた。合格だとわかった時は高校進学を断念した。幼い弟妹をかかえての病弱な両親の苦勞を思うと、全寮制で給費制という条件は父母の負担を軽くすることができるといふことで魅力であった。高校に進学するよりも早く経済的に自立できるというのも私には大切な条件であった。私とよく似た動機で准看護学院の門をくぐった人は意外に多かった。同級生一五人のうち、母子家庭、あるいは母親の再婚など家庭に事情のある人が半数近くいた。

学院生活は朝六時起床、ラジオ体操、七時朝礼、八時三〇分から午後四時三〇分迄講義、夕七時夕礼の後九時まで自習、十時消灯という規則正しい生活が始まった。一年生は二年生に絶対服従というのが一回生からの伝統のようであった。しかしそれも私達のクラスあたりからだんだん緩和され二年生からつるしあげをくった記憶はないが、私達のすぐ上のクラスは一年生の時、二年生からひとりづつ呼び出しを受けつるしあげをくったときいた。大阪日赤出身でクリスチャンの苦い専任教員が舎監を兼任していて、スリッパの脱ぎ方



が悪いとか、調理室の整頓ができていないとかの注意をそのよく透る声で木造の寮舎にひびかせていた。

二年間の養成期間のうち最初の二年間は、解剖生理・細菌学・薬理概論・疾病と健康の社会的考察・関係衛生法規等の基礎課目と、看護史及び看護倫理・看護原理及び実際・内科・外科・小児科・産婦人科・精神科・眼科・齒科・耳鼻咽喉科・皮膚泌尿科等の各疾患及び看護法の一般看護学の講義にあてられていた。他に英語・数学・体育・音楽・家事家政といった一般教養科目がほんの申し訳程度に各課目週一時間づつ設けられていた。一般教養科目は療養所の南隣りの中学校の教師に依頼し、専門科目の講義は所内の医師・看護婦・薬剤師・栄養士等があたっていた。

一年生の九月に載帽式があった。ナイチンゲール精神の象徴ともいふべきろうそくの灯のゆらめく中で、ひとりひとり総婦長から白い帽子を頭に載せてもらう儀式であった。載帽式がすむと講義のあいまに週に何回か、病棟へ臨床実習に出るようになった。講師の都合で休講になるとすぐ、さあ実習に出なさいと追い出されるように病棟に出された。実習生は病棟にとって貴重な労働力でもあった。一般総合病院に比べて結核療養所は、手術や処置等は少なく、日常看護業務は単調ではあったが、結核療養所ということで一般の総合病院よりも看護定員が少く、人手不足という点では総合病院に変わりなかった。全身清拭や洗髪、検温、与薬等の仕事の実習という名で学生に課せられていた。

二年生になると実習ばかりとなり、療養所では修得できない外科や小児科、産婦人科等の臨床実習のためクラスが半分づつに別れて姫路の国立病院に約四カ月間の院外実習に出た。実習させてもらっ

ているという肩身の狭い思いと共に、その病院で養成されていた高等看護学院の学生との差別に幾度か悲しい思いを味わった。その病院には医師会立の准看護学生も実習にきていた。その人達は午前中は自分が住みこんでいる開業医のもとで診療介助をして働くため、実習はいつも午後からであった。だから外来実習などはほとんど実際に患者に接する機会がなく、まるで掃除とか器械みがきにきていようだった。そのような状態では実習が面白いはずはなく、又、実習をすませ帰宅したあと夕方からの診療介助に従事するとかで、みんな無口で何か疲れているようにみえた。

私はその院外実習の中で改めて看護教育の多様さを知った。看護婦には高等看護婦と准看護婦があって、高等看護婦は高等学校卒業後三年間の看護婦教育を受け国家試験に合格し、厚生大臣より免許を受ける。准看護婦は中学校卒業後二年間の准看護婦教育を受け都道府県知事の行方検定試験に合格し、都道府県知事より免許を受けることになっている。しかし同じ高等看護婦といってもその養成機関は文部省管轄の大学、短大から厚生省管轄の病院付属の養成機関まで種々あって、そのほとんどが各種学校指定によるものであり、又同じ各種学校といっても、准看護婦の場合も同じ二年間の養成期間でありながら、全寮制でその日常生活にも厳しい規制を受けながら教育を受ける病院付属の養成機関と、一日の大半を開業医のもとで働きながら、午後の一定時間だけ学校に通うという定時制システムをとる医師会立の養成機関など実に多様であった。が、総じていえることは、看護婦(准看護婦)教育が国民の健康を守るといふ公的職業でありながら多くは病院付属という形で私的に行なわれ、人命を扱うに必要な人格形成とか一般教養が全く軽視され、指定さ



れたカリキュラムの消化と、あとは各養成機関の経営主（病院）に  
とってすぐに役立つ使いやすい労働力を生み出すことに重点がおか  
れているといえる。一口に言えば徒弟教育制度といえよう。院外実  
習で同じ看護の道をめざしながら三様の道をたどる看護学生の生活  
に触れて、私は准看護婦制度が看護婦不足解消のために考え出され  
た安上りの看護要員養成制度であることに気がついた。

やがて卒業近くなったが就職先の選択余地は全くなかった。教務  
（身分は病院の職員であり、一定期間看護教育者としての講習を受  
けた看護婦が学院の教務担当者として任命されカリキュラムの編成  
や学生の指導にあたる。立場はきわめてあいまいで病院の理事者の  
意向にそうことが多い）は療養所に残りお礼奉公するのが人の道だ  
と説き、あるいは一人前の准看護婦としては未熟なゆえ、よそに出  
すのは恥ずかしいので二、三年は療養所に残り修業を積む必要があ  
るとも言った。お礼奉公は明文化こそされていないが存在して  
いた。国立療養所附属の養成機関でさえそんなふうであったから、  
まして私立や医師会立の養成機関ではその足かせは一層重いもので  
あったろう。

町から離れた高原の療養所ではたしかに新卒の准看護婦をひきと  
めないことには看護婦確保は難しかった。長期療養の結核患者の看  
護は変化が少なく単調であった。看護要員の構成は旧制度の看護婦  
教育を受けた年配の看護婦か、あるいは卒業して間もない二〇才前  
後の准看護婦がほとんどで、三〇才前後の年代が全くと言ってよい  
ほどいかなかった。お母さんと子供が一緒に働いているという感じで  
あった。知識欲にもえて、あるいは進学のために、あるいは単調な  
明暮れに飽いて卒業後二、三年すると療養所をやめていく准看護婦

が多かった。その欠員を新卒者が補充するといえることがくりかえさ  
れていた。

結局私達のクラスも全員療養所に残ることになって、一五人揃っ  
て療養所から約八キロ離れた県立北条高校定時制二学年に編入学し  
た。私達より一年上の卒業生までは北条高校へは交通の便がないと  
いう理由で県立西脇高校へ汽車通学していたが、北条高校では二学  
年への編入学を認めるといふことを知り、私達のクラスは全員月賦  
で自転車を買って自転車通学をすることにした。舗装のしていない  
石ころの坂道を毎夜自転車を通うのもつらかったが、準夜勤務（午  
後四時から十二時）が月に四、五回あり学校を休まなければならな  
い日が多いのが悲しかった。期末テストや中間テストの期間の勤務  
計画をたてるのに部長は頭を痛めていた。勤務要員の半数以上が夜  
間高校に行っているので通学生の準夜勤務を免除するのは難しかっ  
た。私の高校時代の成績表をみるとその欠席日数は二学年一二五、  
三学年二〇〇、四学年一二二時間となっている。進級に必要な規定  
ぎりぎりの時間数で進級し、卒業した。定時制高校時代の教師は誰  
もみんなあたたかく生徒を見守ってくれていたように思う。私達の  
クラスに続いて、後輩の准看護婦達も北条高校に進学し、通学生も  
増えてきたのでぜひ通学バスを出してほしいとバス会社に陳情し、  
高校の教師の尽力もあって、民間バスが学校の講義の終る時間に特  
別にバスを走らせてくれることになり、四年生の一年間はバス通学  
した。

准看護婦が進学コースである二年課程の高等看護学院に入学する  
には准看護婦として働いた経験が三年以上あるか、または高等学校  
を卒業していることが必要条件となっている。私は家庭の事情もあ



り、できれば生涯看護婦を続けたいと思っていたが、准看護婦として働くには限界があった。当時進学コースの看護学院は都道府県に各一枚つづぐらしいがなく、狭い門であった。高校卒業と同時に高等看護学院への進学を希望して私は総婦長の紹介で奈良県の社会保険病院に転勤した。その病院では進学コースを希望する者には奨学金を出すということであった。その年の八月に京都の健康保険病院附属の進学コースの入試を受け、九月に入學した（当時は九月入學という進学コースが多かった。現在はほとんど四月入學となっている）。入學生は二五人で九州出身者が一番多く九人、四国四人、近畿五人、北陸三人、山陰二人、山陽二人でそれぞれ苦労しながら進學したという人が多かった。出身の養成機関もさまざまに先に述べた医師会立出身の人もだいたいいて、一五、六才の少女が住み込み女中兼、看護婦兼、婦長の役割まで受けもたされてきた話をきくと、よく耐えてきたものだ、と、静かに話す友人の顔を見ながら涙が出た。二年間の進学コースの生活は、ただ看護婦の資格を得るためだけでなく、看護とは何かを考えなおすよい機会となった。カリキュラムの組み方は准看護学院とよく似ていて、最初の一年間は講義、二年生はほとんど実習にあてられていた。専門科目の講義は准看護学院との重複も多く居眠りをする人も多かったが、一般教養科目の時間数は准看護学院のカリキュラムより比較的多く講師もいろんな大学から出講し、バラエティに富んでいて楽しかった。

寄宿舎生活は准看護学院時代と同様で、週番のならば起床のベルの音で目覚め、消灯のベルで天井灯を消さねばならなかった。相変らず教科書には学校の教育方針に協力せよとか、秩序を保つために規則を守れとか、看護の専門職業人としての適正や能力、あるいは

心得るべき職業倫理が説かれ、果ては学生自治会のことにもまで触れ学生自治会は学校の教育方針に沿うものでなければならぬとあった。その教科書を片手に総婦長は人間であるよりもまず看護婦であることを説いた。自分達の要求のために患者を放り出してストライキに参加するなどんでもないと言いのだった。

一年生の後期に教務主任が突然辞職した。学校の設置主体である病院の理事者との間で教育方針について意見の相違があり、やめさせられたのだということが学生達の間でささやかれ、どうして教務主任をやめさせるのかとささやかな抵抗もところみられたけれど、病院側は、教務主任の退職は結婚が理由だとなつてしまった。病院附属の看護学校の場合、教務の権限はほとんど認められず、病院の経営方針に沿わない教務担当者は首をきられるなり、いたたまれずなつて辞職するというのが実状であろうと思う。

二学年に進級して学年も半ばとなった頃、実習時間の延長が病院側から持ち出された。従来午前八時三〇分から午後四時三〇分までとなつていた実習時間を、病院勤務の看護婦の就業時間と同じ午後五時十五分まで延長させようというものであった。学生達は外科、内科等の病棟で患者の身の回りの世話や病状の観察、医師の診療の介助といった実際の臨床経験をするのだが、たいていは病室毎、あるいは二、三人の受け持ち患者をあてがわれ病棟の日課ともいえるべき看護業務を経験すると共に、受け持ち患者の看護計画をたて、患者の容態の観察、患者の訴えに対する看護処置、健康教育などにあたる。一人の患者を数週間引きつづき観察することによって、自分の行った看護の評価判定を行い経験を自分のものにして行くというのが実習の目的であった。実習時間の延長はその目的とは関係なく



病院の御都合主義によるものだとして学生達は一方的な実習時間延長は反対だと教務に申し入れた。教務はそれに対して明確な回答をせず、とにかく実習に出よと言うばかりであった。実習時間延長の明確な理由の説明を受けるまで実習には出ないとクラス会で決め、実習を半日ポイコットした。病院側は各病棟婦長を通じて、実習場に出ている学生を一人一人電話で呼びだし、「少数の人の扇動にのらず、あなたは実習に出たらっしやい。素直に出てくれれば決して悪いようにはしない」などの懐柔策をうってきたが、結局クラス全員が実習ポイコットをしたことにより、実習時間延長の問題はうやむやのうちひっこめられた。実力行使でもって学生が病院の方針に抵抗を示したことはかつてなかったことらしく、次年度の入試には筆記試験、面接とも思想調査に重点がおかれたときいている。例えば筆記試験では「労働組合がストライキ決行を決めた時、組合員である以上、患者を放っておいてもストに参加する」という項目に○か×かいずれかをつけよという問題があったり、労働組合の役員をしたことがあるかと面接でたずねられたりということがあった。私達の先輩が幾人か病院に残り、労働組合の役員の多くが卒業生で占められるという状況が出てきはじめて頃でもあり、病院の理事者は一層神経質にならざるを得なかったのである。

昭和四二年八月に卒業し、九月一日より私は奨学金を受けたお礼奉公のため奈良県の病院に復職した。その病院は病床数二〇〇位でその地域では大きな病院に属し、その町周辺の地域の医療に一定の役割を果していた。しかし大都市の病院に比較すると医師の数も少なく看護婦も新制度卒業の高等看護婦は各病棟に一人づつ位であると准看護婦と看護助手で占められていた。患者数四人に看護婦一人

という看護基準の定数を満たすためには看護助手や、外来勤務、手術場勤務の看護婦の数まで加えられて計算されていた。無資格者の導入は地方へ行けば行くほど、又施設の規模が小さくなればなるほど一般的な現象となる。准看護婦から進学し、高等看護婦の資格を得ると、高看の少いその病院では私は一定の責任をもたされるようになった。私は夜勤以外は日勤責任者とかリーダーとか呼ばれる勤務につくことが多かった。朝、深夜勤務者からの申し継ぎのあと、ひととおり各病室を巡回し患者の容態を観察し、訴えをきくのと、準夜勤務者へ申し送りの前にもう一度患者を巡視し容態を観察する。他は患者に接することが少なかった。医師からの指示受け、記録、薬局、検査室、レントゲン室、給食係とかへの連絡、入院に伴う諸手続きなどに追われ本当に患者の看護に費す時間は極くわずしかなかった。廊下を階段を看護婦はいつも忙しそうに駆け足で歩き薬を手渡し、酸素吸入をかけ、採血するために患者のところへ何度も足を運ぶがそれは看護というものではなかった。患者の訴えをゆっくりときき、心身の苦痛を和げ、快適な療養生活を送れるよう援助するという本来の意味の看護は行なわれていなかった。看護婦は注射屋であり、薬屋であり、採血屋であった。基準看護、完全看護がうたわれながら、重症患者や自分で身の回りのことができない患者には、家族なり、患者負担の有料の付添い婦が付添っていた。重症になり患者が自分で動けなくなると付添いをつけるより家族に要求した。無資格者を含めて患者四人に看護婦一人という基準では完全看護を行えようはずはなかった。夜勤は看護婦患者共に不安であった。重症者が何人もいる場合は特別に二人夜勤の体制を組むことがあったが、平常は一人夜勤であった。患者の所へ行っている間に



他の患者に異変が起った場合や、火事や地震などの災害の場合を想定するといまでもおそろしくなる。トイレに行くのもままならない状態で、何事もなく無事に朝を迎えた時でも夜勤の心身の疲労は大さかった。

私が卒業後すぐに勤めた所は内科病棟であったが、産婦人科病棟では他の病棟にも増して、人手不足が慢性的に続いていた。産婦人科病棟という性格上早くから二人夜勤制をとっていたので日勤者の数は少なく、昼食もゆっくりとれない状態であった。また分娩を取り扱うには助産婦の資格を要するが助産婦の不足で四人の助産婦で三交代制をとっていた。そのころ各地で赤ちゃん取りちがえ事件などの医療事故が相ついでおこっていたが、私のいた病院でも事故がおこらないのが不思議なくらいであった。

卒業した翌年昭和四三年五月に労働組合の役員改選で執行委員をやってみないかといわれ引き受けることになった。その頃全国的には新潟闘争につづいて「ニッパチ斗争」といわれる増員・夜勤制限斗争が大きく燃え広がろうとしていた。十月九日十日と健保労連（健康保険病院労働組合連合会）近畿ブロック会議が神戸で開かれ三人の看護婦と共に参加した。増員・夜勤制限斗争にどう取り組むかというのが会議の目的であった。その会議に参加した中で、増員・夜勤制限斗争は患者の安全を守り、よい医療よい看護をもちとるといふ積極的な意味をもち、また看護婦という職業を子供が生まれても働ける専門職として確立し、婦人の社会的権利を拡大するという意義をもつ斗争であることを知った。自らの労働条件を改善させる運動が良心的な看護につながることを知ったのである。

それ以後一年半の間私は組合運動を経験することになる。会議か

ら帰ったあと、産婦人科病棟の増員問題を運動の中心にすえながら増員・夜勤制限斗争にとりくんだ。増員・夜勤制限斗争にとりくむ中で職場の民主化、寮の民主化運動も燃えあがり、総婦長ひめん運動にまで発展した。看護婦達の団結の力によって、増員し、複数夜勤、夜勤日数月八日以内にするとの確約をとり、寮の自治権も確保し、職場の民主化もすすみ斗争は一定の成果をおさめた。

夜勤の疲れや、なれない組合運動のつかれも重なってか昭和四四年夏一カ月ほど入院生活を送ったりして、私は健康に自信を失くし、夜勤のない保健婦の道を選ぶことにし、四五年春結婚と同時に保健婦学校に入学した。

私は自分の体験を通して、日本の医療制度、看護制度の矛盾をとさあかし、看護婦という職業を真の女性の専門職として確立させる道をさぐってみたいと思いつながらペンをすすめてきたが、その目標にたどりつかないまま紙数も尽きたのでまたいつか機会があればその問題にとりくんでみたいと思う。



## 事務局に二年間参加して

中野正子

研究会は三年前、三十数名の発起人がそれぞれに婦人問題に対してのテーマを持ちより、婦人解放という課題に向って発足しました。私もその時、女であるが故の悩みを卒直に話し合える場をという素朴な希望をもってこれに参加し、事務局の一員として二年間事務連絡の仕事を行うことになりました。

事務局は橘女子大学内におかれ、私も勤務の都合上、例会案内等の毎月の作業は、昼休みを利用して慌しく行いましたので、色々と御迷惑をおかけした事もあったかと思えます。発足当時は、規約案、予算案の作成や「呼びかけ」の配布等、かなりな量の作業に追われましたが、果して何人の人がこれに賛同して参加してくれるだろうかと、とても心配でした。ところが「呼びかけ」に応えて各方面からの反響も強く、たちまちに百名に近い会員を得て喜び以上に驚きの気が強くなりました。この事は、如何に婦人問題が多く、女性にとって深刻な悩みであるか、又、その為の研究会がどんなに望まれていたかと強く感じられました。中には広島や名古屋の人もあり、例会には出席できないけれど、会誌だけでもという熱心な会員もできました。

私の主な仕事は、例会案内、ポスター郵送と例会の受付でした。大して忙しい生活をしている訳でもないのに、毎月半日必ず出席しなければならなかった事は、やはり大変なことです。しかしそれ以

上に苦心したのは会費集めです。年度初めに納入してくれる人は会員の約半数、これは大いに助かりましたが、残りの半数を全員納入してもらおうのは至難の業です。度重なる請求にも拘らず、遂に二年間、一円も納入してくれなかった人もいます。例会の費用も会誌代も郵送料も全て会員の出し合ったお金なのに、と気になって仕方ありません。きつと書留にしたり、振込するのが面倒だからに違いないと思う事にして納入してくれるまで請求しようと連絡するけれど遂に納入してもらえないままになった事もあります。

例会は当初は、会員や新聞、ポスターなどをみて当日参加する若い人が割に多く異った分野、年齢層の参加者で会場は満員でした。しかし、若い人の意見がなかなか出にくく、理解している積りでも直接、頭打ちをした経験の少い若い人よりも、毎日職場の中で、生活の中で多くの矛盾にぶつかりながら懸命に生きている三十代以上のの方が発言もより活発なのは肯けます。やはり経験の少い世代に入る私も、討論に時には圧倒されたり、またひどく愚痴っぽく感じたりもしました。

例会の他に、例会で出された問題を更に深めてゆく為に分科会が提案され、女性史研究会が発足しましたが、皆がそれぞれ余りに忙しすぎて長続き出来ず中断してしまいました。今後は非、取組むべき課題だと思います。また、「労基法母性保護規定」に対する改訂



の論議がきかれる折から、第四回例会、「母性保護法の問題点」(竹中恵美子氏報告)の研究活動に基き、「労基法改訂の動きとその背景」として、改悪反対の声明書を労働省関係局や婦人代議士、経営者団体、各労組婦人部、市民団体等に送りました。時事問題に迅速に行動できた事は大きな成果です。

この様に例会に追われて夢中のうちに二年間が過ぎてしまいました。研究会も四年目を迎えようとしています。例会の参加者も減り、会の運営も大変難かしい時期にさしかかっていますが、会員それぞれが抱えている問題をもっと積極的に出し合って、より有意義な研究会にしてゆきたいと思えます。

## 例 会 予 告

### ☆ 五月 例会

吉田 梢氏

岡田直美氏

家庭婦人に登場していただき、家庭婦人の側からみた、有職婦人についてどう考えるかを話していただき、家庭婦人、有職婦人双方の直面している問題、その解決について話し合ひ予定です。

### ☆ 六月 例会

藤井木実氏

ケース・ワーカーとして福祉行政にたずさわっている報告者によって、その当面する現実の紹介と問題の所在を追求していただく予定です。

### ☆ 七月 例会

町田玲子氏

住居論の立場から見た山岸会について、御報告いただく予定です

☆ 例会は毎月第四土曜、京都下鴨婦人センターにて午後一時半より開催しています。







のである。

サンダカン八番娼館についても「夜と霧」同様、色んな解釈、よみようが成立しよう。聞くところによれば、山崎氏がこの本の出版に関して、後記に書いてあるようなためらいの中にあつた頃、破廉恥にも素材を貸してくれと申しこんできたある作家もあつたということであるが、そのことでもわかるように、人はたゞ珍奇を残酷物語のエピソードという風に思うかもしれない。あるいはきわめて浅薄に「かわいそうだ」とか、もっと教条的に「帝国主義を打倒せよ」とか叫んでおしまいになるかもしれない。しかし私はもつとこの書から著者の思い、人生そのものを受けとつたように思う。一人の女性史研究者が、きわめて主体的、生きる自分の人生とその研究そのものをみごとに重ね合せることが出来たことへの共感がそれである。私はあとがき中の次の記述に心をひかれた。

「全体の構成は紀行文のようですが、わたしとしては、これでも研究書のつもりなのです。普通の研究書のように、主観や感情を表に出さずに書こうと思つたのですが、主題の性質および取材方法の特殊性から、どうしても紀行文のような構成を採るようになってしまいました。」

一見、はらはらする宣言である。固定したアカデミズムの牙城にとじこもっている人々は、このことばを噴飯物として聞くかもしれない。——どうしてこれが研究なんだ、研究とは人文、自然いずれを問わず科学なんだぞ、仮説、証明、そんなものがどこにあるのだ——口に出して言わないまでも腹の中でせせら笑う人は多かるう。

しかし私は決してそう思わない。もちろん山崎氏の記述の中に、ひょっとして客観事実のあやまりがあるかもしれない、オサキさん

の記憶ちがいがそのまま書かれているかもしれない、とは用心して思う。だから、読後すぐ、オサキさんの置に巣くっているムカデとはひょっとして「ヤスデ」のことではなかるうか、なんぼなんでもスセリヒメに求婚したスサノオノミコトじゃあるまいし、あのムカデがそのようにうようよするものかというようなことは考える。

(ちなみに、動物学辞典的記述をとれば、ムカデには1.「ズグロイシムカデ」、2.「イッスンムカデ」、3.「ナガゲジムカデ」、4.「ホソアシイシムカデ」、5.「ヨシヤジムカデ」、6.「サキブトジムカデ」、7.「タカナガズジムカデ」、8.「マドナガズジムカデ」等三十種類近く日本で棲息している。筋足動物、唇脚綱に属する。

私はムカデに度々刺されて「あやまってふんだりして」痛い目に度度あつていて、とてもこわい動物という印象があり、それが家の中をたくさんはいまわるといのが、ムカデの習性上などからどうしても信じられないでいる。一方「ヤスデ」は同じく筋足動物ではあるが、倍脚綱に属し、種類はムカデ同様甚だ多い。ウジョウジョそこいらをはいまわるのはどうもヤスデの方がふさわしいし、これはさわってもふんづけても人間に害は与えない。小さい種類のムカデは大きい種類のヤスデ位あるし、ぱっとみればまちがいはおこり得る。ムカデは第一人の動く気配で、実にすばやくかけに姿をひそめ、あつという間にどこかへ行つてしまふ。ヤスデは人がいようといまいとノソノソそこらをはいずりまわる。)また、オサキさんと感動的な出あいをする冒頭の叙述で、オサキさんの「ひどか家」のあたりを描いて、南側に「姫紫苑ヒメジオン」が根づいていて、うその「姫紫苑」はひょっとしたらヒメジオンではないかと思つてゐる。(又いやみつたらしく植物学的に言えば、ヒメジオンも



ヒメジョオンもいずれも大きく科だけれども、ジョオンは女苑の方がシオンより大分丈高く一米くらいで、これはアメリカ原産、やたらとそこいらにたくましく咲く。)

しかしヤスデでもムカデでも、ジョオンでもシオンでもほんとうはちっともかまわないのであって、この書の価値にはそんなものは全く関係がない。そして私は、このサンダカン八番娼館を研究書として世に問うた山崎氏の姿勢に、一種画期的なものを感じる事が出来る。それは一口にして言えば、著者は「内側からの学問」を提唱したということである。

天草の女に「からゆきさん」としての生き方を強いてやにさがってきた日本の歴史の元凶は何なのか。人はその抱く主義主張に応じてさまざまな図式を設定するであろう。しかしとにかく、直接には女が身を売ってそれによって誰が利得を得たかという点で、やはり私は男をばげしく憎む。男はそのような場からは埒外なのだ。男はいつも買手なのだ。しかも、「からゆきさん」ということばは美しさへ感じさせる面がある。天草、青い海、悲しみ、親孝行、病、貧……これらのことばをつづりあわせると、じりじりするような怒りのつぼへよりは、うすぼんやりとした日本のごまかしから、奇妙な美しさの世界へさそい出されそうをあぶなさまでが存在する。私はこどもの頃、東宝の文芸映画と称した一連の作品の中で、鮫島鱗太郎という作家の小説をもとにした「からゆきさん」という映画を見た覚えがある。四十年近い大昔のことだから筋など全く覚えていないけれども、美しい風景とかぎりない哀愁とがみちみちていたことだけが今印象に残っている。それは怒りや憎悪の映画でなく、むしろ情緒にあふれた美しさに直結する映画だったのであるまい。

か。つまり、からゆきさんはそのようなものとして抱えられていたのではあるまいか。なぜ男はそうなのか。女に生れるということはなぜかくも悲しいものなのかという問いかけは、どうかすると単なる詠嘆のための素材にすぐ化けてしまったように思う。

「からゆきさん」が、ただ眺められ、素材化の対象とのみなり、あるいは単に調べられてだけいる段階では、この「サンダカン八番娼館」は生れない。そして、少し極端に言えばこれまでの学問の大半は、外から見、観察されたものの巨大な集積にすぎぬのではなからうか。もちろんそうした領域の仕事の価値は存在する。私もそれは十分にみとめる。それは逆になければならぬのである。だからこそ私も研究の道を志したのである。ただこのごろつくづく思うことは、学問の世界に、内側からの目を持つ態度というものがあってよいのではないかということである。

村上信彦氏の「明治女性史」四巻を讀了して得た感動は、私にとってきわめて新鮮なものであった。いわゆる学問的研究書を読んで奮起したり感心したりすることはもちろんこれまでも非常に度々あったけれども、村上女性史の持つ価値はこれまでのすぐれた研究書になかったものを持っていた。それは、いわば「はげしさ」とでも言いたいものであった。著者の喜怒哀楽、主観的評価は随所にあふれ、そうしたものによって記述はダイナミックに、むしろ強烈にすすんでいた。

その「はげしさ」と私が称するものは、その著者の生き方そのものである。そしてそれが、山崎氏の「内側からの目」と、私が言うところのものとは非常に近いものではなからうか。

「内側の目」は、被害者との一体意識と深くかかわってくる。私



はそのことを、「知里真志保評伝」講談社刊・藤本英夫著——もつともこれは副題、本題は天才アイヌ入学者の生涯である——を読んでひしひしと感じた。

知里真志保。夭折したと言ってよいすぐれたアイヌ語学者であった。伝記によれば、彼はほとんどのいわゆるアイヌ文化研究者に不満を持っている。あるいは、ほとんど憎みさへしている。むろん軽蔑している。シャモによって打ちのめされ、徹底的な被害者の位置のたしかめを持つ者こそ、その固有の文化の構造への愛を育て得る。彼は観察者でない、第三者的でない。そういう人間がにぎってはなさないみずからのアイヌ文化こそがのべられ語られねばならない。いわば、内なる者が内なる目をもってしてはじめて明らかになることがこの世には非常に多いのであるということ私ほしみじみ知った。

昭和三十年すぎ、私は知里氏に出合ったことがある。萬葉学会がある夏、北海道へ行った時のこと。今から十五年も昔のはなしてある。北大との交歓コンパがあった時、その会場に少し知里氏が姿をあらわしたのである。おそらく風景次郎氏にでもたのまれて文字通りお義理のいやいやで来たものと思う。その蒼白の容貌、覆せた姿体は全身これたたかひのバネにみちているような直感を、私は氏と握手しながら持った。

三十を少し出たばかりの頃の私は、まだアイヌ民族のたたかひやその被差別の歴史についてはほんの概略しか知らなかった。ポイントは幸いなことに今回想してみてもわかっていたなとは思いますが、伝記を読んで凝然としたような問題についてはあまり知らなかった。しかし知里氏のやや冷い手、そして何とも言えない瞳のきらめきは、

内側からの訴えを学者としてなしつつづづけている人の苦悩にみちた、しかもそうでしかあり得ぬ生き方を端的に示していた。私はほとんど知里氏の姿から、アイヌ問題の本質を瞬間的に感じとった。ビールを飲んで歌ってさわぎまくっている一団の雰囲気とは全く別個の氷のときずました痛みを私はうけとった。

知里氏よってのみ、つまり差別された者の苦しみ、怒り悲しみを基盤としてのみ得られるもの、それが、内側からの学問であると私は考える。そして私は、歴史的な多くの問題のときあかしには、わけても今後この「内側からの」解明が必要であるところのごろつくづく思っている。

朝鮮人問題もそうだ。沖縄問題もそうだ。未解放部落問題もそうだ。そして憲法十四条によってやっと生きる権利を得た者はみな内側から声をあげねばならない。そして私にとっては「女」の立場がその意味で生きてくる。告発、あくまでごまかさなない徹底的な追求、外側の者はその辺でおいとこうということになっても、内側の者は決しておかない。もっと前進する。内側の者は対象との完璧な同質化が可能であるから、外側の者には解しかねたり、放っておかれたりする問題の意味がありありとわかる。痛苦を通してのみ意義づけがおこなわれるものがあることを、研究の領域にも示さねばならない。

もちろん私はアイヌ人だからアイヌ問題を、女だから女性問題を、というような安易なことを言っているのではない。外から内への垣根をこえるのは、その人の生き方が関連するのであって、何より証拠に村上女性史が、女性史あるいは一般に時代解明、記述というところに、これまでになかった世界をあきらかにし得たのは、そ



の外から内へ無限の溝をとびこえる力を、男性である村上氏が持ち得たからである。私は、氏がたとえば女工がいかにかひどい目にあったかを縷縷実証したあとで、「その悲劇を真に理解しようとするなら労働条件の劣悪さを指摘するだけで足りない。その根底に横たわる人間的な苦悩と直面しなければならぬ……等しく人間でありながらただ女であり貧しいが故に人間性を剝奪されてものとなり、しかもものでありながら女という性であるがために人間的な侵害を受けける。その現実の生々しさ激しさを損なうことなく感性的に受けとめねばならぬ。そしてはじめて女工哀史は私たちの胸の中で正しい地位を占める。」とのべている。その受け止めこそが、男である氏を内側へ運んだと思う。

山崎氏は又同様にからゆきさんであるオサキさんの内側に入りこんだ。そして、あのような筆致でなければ書けない「サンダカン八番娼館」を書いた。ああいう書き方をしてはじめてのべることが出来たからゆきさん、そこにはきわめて厳爾な事実そのものがある。山崎氏がそれを「研究」と名づけたいと望むことは、ある意味においてまことに正当である。私は判断する。婦人問題を、自らの苦しみを発点としてときあかそうとする者にはひとしく諒解出来るのではなからうか。

投稿規定

☆ 特別号

論文

四百字詰原稿用紙三十枚程度

「ノート」

同五枚から十枚

「わたくしの体験から」

同右

☆ 例会誌

例会報告二回分を掲載のあと、若干余白が残ります。覚書その他、なんでもどしどしお寄せ下さい。二、三枚から五、六枚程度のもので。

☆ その他、会に対するご意見、会誌に対するご意見などもお寄せ下さい。



はそのことを、「知里真志保評伝」講談社刊、藤本英夫著——もつ

内側からの訴えを学者としてなしつつづけている人の苦悩にみちた、

## 編集後記

\* 婦人問題研究会では、満三年を経てはじめて特別号を出すことにして、やっと只今、みなさまのお手もとにとどけることができました。この三年間、月々の例会と、その報告を主とした会誌の発行を行なってきました。例会では精彩ある報告があり、活潑な討論が展開されて、会場の時間制限で追い出されることもしばしばありました。とはいえ、多忙な日々を送っておられる会員が多く、例会出席者はだんだんと限られてまいります。出席されない会員の方には、あのうすっぺらい会誌だけで、会とつながっているというのは、あまりにも細い線ではないか。それも例会の報告という一方的なもので、何一つ会員のみなさまのご意見を反映するものはないのではないか。この辺で例会出席者を主対象とする会の姿勢から、出席できない人を含めての会誌を通しての接触という方向へ、会も脱皮すべきではないか。また、三年間を経た今、会の活動に何かをプラスすべき時ではないか。そのような諸点から、特別号の話が委員会でも何度も討議されました。特別号刊行は、費用、力量の点から無理ではないかという意見が、慎重論ではなくて、委員たちの胸のうちを去来しましたが、あえてふみ切ることにしました。さいわい、執筆下さった諸氏の力筆によって、ふみ切ったよかつたというのが、現在の委員たちの偽らざる気持です。ただ、本号は、委員の手のとどく範囲で依頼いたしましたため、みなさま方のご意見を反映するところにはいたっておりません。別項の投稿規定に沿ってどんどん原稿をお寄せ下さるようお願い申し上げます。

ました。池田悠子氏、西川祐子氏の論考は、ともに女子教育の問題の現代における集約点ともいうべき、家庭教育、女子大学にメスを入れたものです。荒井とみよ氏の青鞥についての論考は、比較的重視されなかった衰退期を新しく見直されたもので、実にいろいろの問題を提起されています。これらの論考を契機として、これらの分野のさらに高まり、深まることを期待します。その他、「体験から」「ノート」「書評、紹介」欄に、それぞれ、執筆いただいた諸氏に感謝するとともに、今後も、これらの欄はつづけることになりましょうから、くどいようですが、論考とともに、寄稿をお願いいたします。

\* 公害、物価高と私たちの生活はじりじりと圧迫されていっております。その生活の中で、お手許にとどいたこの雑誌が、明日への糧の役割を、いくらかでも果たすことができたら、よろこびこれにすぐるものはありません。こんな小さな雑誌でも、研究会の総力を結集させたもので、費用につきましても、すべてをはたいて出来たといっても過言ではありません。来年度末に、またこの特別号を出せるかどうかと思ひながら、でき上ったものです。どうぞこの特別号の二号が出せますように、会員諸氏の積極的な協力をお願いいたします。

(藤井木実・脇田晴子)

一九七三年三月二十日印刷発行

「婦人問題研究」特別号

発行者 京都市左京区下鴨半木町 京都府立大学寿岳研究室内

婦人問題研究会

電 (〇七五) 七八一三三三三 振替口座三一八一七